

青森県河川協議の手引き

令和5年3月版

青森県河川砂防課

【 本 編 】

第 1 章 本手引きの目的・適用範囲

1.1 本手引きの目的	1- 1
1.2 手引きの内容と活用について	1- 1
1.3 技術審査の基本的な考え方	1- 2
1.4 河川法関係許可等	1- 3
1.4.1 河川管理者の承認を受ける必要がある行為	1- 3
1.4.2 河川管理者の許可を受ける必要がある行為	1- 3
1.4.3 届出が必要なもの	1- 4
1.4.4 その他	1- 4
1.4.5 許可が必要な場合の例	1- 5
1.5 参考とする基準・図書	1- 5
1.6 青森県管理河川	1- 6
1.7 用語の定義	1- 9
1.8 よくある質問	1-12

第 2 章 申請の手順・方法

2.1 申請の手順	2- 1
2.1.1 申請先と許可権者	2- 1
2.1.2 予備協議の確認	2- 2
2.1.3 予備協議の実施	2- 2
2.1.4 申請書類の提出	2- 2
2.1.5 許可書の交付	2- 2
2.1.6 申請フロー	2- 3
2.1.7 変更申請	2- 4
2.2 提出書類	2- 5
2.2.1 提出書類一覧表	2- 5
2.2.2 河川及び工作物の図面	2- 6
2.2.3 占用面積図	2- 6
2.3 許可申請書類チェックリスト	2- 7
2.4 申請書様式	2-11
2.4.1 第 24 条、26 条許可申請書	2-11
2.4.2 第 20 条承認申請書	2-13
2.5 申請書記載例	2-15
2.5.1 記載例一覧リスト	2-15
2.6 許可申請書の提出	2-33

第3章 予備協議

3.1 予備協議の進め方	3- 1
3.2 予備協議先	3- 1
3.3 予備協議メモの作成	3- 3
3.4 予備協議資料の作成	3- 4
3.4.1 基本構成	3- 4
3.4.2 工事の実施方法を記載した資料作成時の留意事項	3- 6

第4章 構造物計画におけるポイント

4.1 総則	4- 1
4.2 橋梁編	4- 1
4.2.1 橋の方向	4- 1
4.2.2 橋脚の形状及び方向	4- 1
4.2.3 橋脚の河積阻害率	4- 2
4.2.4 橋脚の根入れ	4- 4
4.2.5 橋脚の位置	4- 4
4.2.6 径間長	4- 5
4.2.7 近接橋の特則	4- 7
4.2.8 桁下高	4- 8
4.2.9 落橋防止装置の取付位置	4- 9
4.3 樋門編	4-10
4.3.1 樋門断面	4-10
4.3.2 基礎形式	4-10
4.4 護岸編	4-11
4.4.1 環境に配慮したコンクリートブロック	4-11
4.4.2 護岸に設置する遮水シートについて	4-12
4.5 管渠編	4-13
4.5.1 河川区域内の管渠の取り扱い	4-13
4.5.2 河川区域内の圧力管の取り扱い	4-13
4.5.3 その他	4-14
4.6 旧施設撤去編	4-15

第5章 仮設計画に関する留意事項

5.1 施工時期	5- 1
5.2 出水期施工の仮設	5- 2
5.3 仮締切設置運用基準	5- 3
5.4 【参考資料】仮締切堤設置基準(案)	5- 4
5.5 その他留意事項	5- 8

【 参 考 資 料 編 】

【橋梁架替】	参- 1
【橋脚耐震補強】	参- 29
【橋梁補修】	参- 60
【旧橋撤去】	参- 86
【未占用是正】	参-119

【 本 編 】

第1章 本手引きの目的・適用範囲

1.1 本手引きの目的

この「青森県河川協議の手引き」（以下、「手引き」という）は、青森県管理河川における河川法第26条第1項の許可申請について、河川管理者が行う技術審査の視点から、申請書類の標準化を図り、円滑な協議及び手続きに資することを目的としている。

1.2 手引きの内容と活用について

手引きは大きく「申請書類・手続き関係」と「予備協議及び設計・施工に関する留意事項」からなっている。

前者については、これまで申請書類の統一的な編綴方法が示されていなかったために申請者にとって特に分かりづらかった予備協議資料の取扱いを再整理し、申請書類の標準的な編綴方法を示したものである。このため、申請者におかれては、申請内容によって添付書類等が手引きの内容と異なる場合はあるが、本手引きを参考として申請書の取りまとめをされたい。

後者については、これまでに河川管理者と申請者との間で協議がなされた技術的な内容のうち、河川管理者が特に重要と考えている事項及び協議時に議論になりやすい事項を網羅的に示したものである。よって、くれぐれも「手引きの記載内容だけを検討すれば良い」あるいは「記載内容のとおり設計すれば許可される」ということではないため、申請者におかれては、あくまで本手引きは最低限留意すべき内容と捉えていただき、実際の申請または予備協議に際しては、個々の状況に応じ、各種基準等に基づいた検討・取りまとめをされたい。

1.3 技術審査の基本的な考え方

河川法第26条第1項の許可申請に際しては、事前に河川管理者と技術的な内容について予備協議を行う必要がある。予備協議において河川管理者は「河川管理施設等構造令」や「工作物設置許可基準」等に基づいて審査を行うが、特に次の事項を大前提としている。

(基本方針)

第三 工作物の設置等の許可は、当該工作物の設置等が次の各号に該当し、かつ、必要やむを得ないと認められる場合に行うことを基本とする。

- 一 当該工作物の機能上、河川区域に設ける以外に方法がない場合又は河川区域に設置することがやむを得ないと認められる場合。
- 二 当該工作物の設置等により治水上又は利水上支障を生ずることがなく、かつ、他の工作物に悪影響を与えない場合。
- 三 当該工作物の設置等により河川の自由使用を妨げない場合。
- 四 当該工作物の設置等が河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわない場合。

[出典：改訂解説・工作物設置許可基準 p.3]

すなわち、当該工作物の構造が「構造令等の基準を満たしているか」以前に（構造令を満たすのは当然のこととして）、当該工作物の設置及びその工事が「河川管理上の支障となるかどうか」が技術的審査の基礎となっている。

特に河道内に設置する工作物は、橋脚や施工時の仮締切など、恒久的・一時的問わず洪水時に流下阻害の可能性があるものが多い。また、近年、本県においても激甚な豪雨により甚大な水害が発生しており、これまで以上に治水上の安全性について配慮・検討する必要がある。

以上を踏まえ、申請者におかれては、設置工作物の構造だけではなく、対象河川や背後地の状況等にも注視し、当該工作物の設置及びその工事に伴う治水面・利水面・環境面における支障の有無についても十分に検討されたい。

1.4 河川法関係許可等

1.4.1 河川管理者の承認を受ける必要がある行為

(1) 河川工事等承認【河川法第20条】

河川管理者以外が河川工事又は河川の維持を行う場合。

1.4.2 河川管理者の許可を受ける必要がある行為

(1) 流水の占用許可【河川法第23条※】

河川の流水を占用しようとする場合。

(2) 土地の占用の許可【河川法第24条】

河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く)を占有しようとする場合。

(3) 土石などの採取の許可【河川法第25条】

河川区域内の土地において土石(砂を含む)を採取する場合。

(4) 工作物の新築等の許可【河川法第26条第1項】

河川区域内の土地において工作物を新設し、改築し、又は除却しようとする場合。なお、その際は河川区域内の土地も同時に占有することから、河川法第24条の許可も同時に行う。

(5) 土地の掘削などの許可【河川法第27条第1項】

河川区域内の土地において土地の掘削、盛土もしくは切土その他の土地の形状変更又は竹木の植栽伐採を行う場合。

(6) 河川保全区域内の行為の許可(土地の掘削等の土地の形状変更)【河川法第55条第1項第1号】

河川保全区域内で、土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する場合。

(7) 河川保全区域内の行為の許可(工作物の新築又は改築)【河川法第55条第1項第2号】

河川保全区域内で工作物を新築又は改築する場合。

※河川法23条申請の技術審査は、河川砂防課ダムGで行う。

1.4.3 届出が必要なもの

(1) 河川占用の廃止届

河川占用を廃止する場合。

(2) 工事の着手及び完了届

河川占用物件等で工事が伴うものについては、工事の着手時に工事の着手届、その完了時には工事の完了届の提出が必要。

(3) 汚水排出届

河川に河川法施行令に規定される量以上の汚水を排出する場合。

(4) 地位承継届

河川法第23条から第27条までの許可を受けた人の相続人、合併などによる一般承継人は、許可に基づく地位を承継する。

また、河川法第26条第1項又は第27条第1項の許可を受けた者から許可に係る工作物等を譲り受けた者は、許可に基づく地位を承継する。

上記承継人は、河川法第33条の規定により、その承継の日から30日以内に届出が必要。

1.4.4 その他

(1) 権利の譲渡

水利使用（河川法第23条）、土地の占用（同法24条）及び河川産出物の採取（同法25条）の許可に基づく権利を譲渡する場合は、河川管理者の承認を受ける必要がある。

(2) 流水占用料等の減免

流水占用料、土地占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料の全部又は一部の免除を受けたい場合は、申請が必要となる。

1.4.5 許可が必要な場合の例

例1：橋梁を新設し、工事の際に河川管理者が管理する護岸を撤去・復旧する場合。

- ・ 土地の占用の許可（河川法第24条）：土地の永久占用
- ・ 工作物の新築等の許可（河川法第26条第1項）：橋の新設
- ・ 河川工事等承認（河川法第20条）：護岸の撤去、復旧

例2：橋梁（永久占用取得済）補修のため、仮設足場を設置して、工事を行う場合。

- ・ 土地の占用の許可（河川法第24条）：土地の一時占用
- ・ 工作物の新築等の許可（河川法第26条第1項）：仮設物の設置

例3：工作物を新設するが、底地が河川用地以外（他所管の官地や民地）の土地の場合。

- ・ 工作物の新築等の許可（河川法第26条第1項）のみ

※河川管理者の土地が無い場合、土地の占用の許可（河川法第24条）は必要無い。

1.5 参考とする基準・図書

許可申請に参考とする主な基準、図書は下記の通りである。

表 1-1 参考とする基準及び図書

基準・図書名	監修・発行者	発行年月
河川事業関係例規集 令和4年度版	(社)日本河川協会	2022.10
改訂 解説・河川管理施設等構造令	(社)日本河川協会	2000.1
改訂 解説・工作物設置許可基準	(一財)国土技術研究センター	1998.11
河川砂防技術基準 調査編	国土交通省水管理・国土保全局	2014.4
河川砂防技術基準 計画編	国土交通省水管理・国土保全局	2019.3
河川砂防技術基準 設計編	国土交通省水管理・国土保全局	2019.7
許可工作物技術審査の手引き～チェックリスト～	全国河川管理課長会議	2011.5
設計施工マニュアル(案)〈河川編・道路編〉	東北地方整備局	2003.4
設計施工マニュアル(案)〈道路橋編〉	東北地方整備局	2016.3

1.6 青森県管理河川

青森県管理の河川は表 1-2、1-3 のとおりである。これらの青森県管理の河川で一定の行為をする場合には、河川管理者(青森県)の許可等が必要となる。

表 1-2 一級河川一覧表

管理事務所	水系名	幹川名	河川名				
東青	岩木川	岩木川	十川				
		大釈迦川	赤川				
		十川	浪岡川	本郷川			
		浪岡川	王余魚沢川	正平津川	大釈迦川		
中南	岩木川	相沢川	碓沢川				
		浅井川	広船川				
		浅瀬石川	青荷川 ※	小国川 ※	切明川	中野川	二庄内川 ※
		岩木川	岩木川 ※	後長根川	加藤川	旧大峰川 ※	蔵助沢川
			相馬川	大秋川	大峰川	十川	棚内川
			新和川	平川 ※	平沢川	湯ノ沢川 ※	
		旧大峰川	大石川	前菟川			
		腰巻川	境関川	高崎川	万助川		
		相馬川	作沢川	鴨ヶ沢川			
		大峰川	多沢川	鶏川			
		津刈川	岩谷沢川	砂子沢	鍋倉沢川	久吉導水路	
		土淵川	新土淵川	寺沢川			
		寺沢川	清水川	童子森川			
		十川	高館川	長坂川	浪岡川		
		新和川	宇田野川				
		虹貝川	島田川	砥沢川			
		引座川	浅井川	六羽川			
		平川	相沢川	浅瀬石川 ※	稻荷川	大落前川	大和沢川
			腰巻川	小落前川	鯖野沢川	津刈川	土淵川 ※
			遠部沢	夏沢川	虹貝川	引座川	不動川
			前川	三ッ目内川			
		三ッ目内川	折紙川				
		六羽川	枇杷田川				
三八	馬淵川	熊原川	杉倉川	種子川			
		坂牛川	盲堤沢				
		猿辺川	小猿辺川				
		種子川	相米川				
		馬淵川	浅水川	熊原川	剣吉川	坂牛川	猿辺川
	土橋川	如来堂川	馬淵川 ※				
西北	岩木川	相内川	桂川	山王川			
		飯詰川	栃木沢	深沢	貉沢		
		岩木川	相内川	今泉川	薄市川	旧十川	昆布掛川
			せばと川	十川	鳥谷川	山田川	
		旧十川	飯詰川	小田川	金木川	松野木川	
		十川	浪岡川	前田野目川			
		鳥谷川	尾別川	中里川	宮野沢川		
		中里川	岩谷川				
		松野木川	天神川				
姉沼川	古間木川						
上北	高瀬川	市ノ渡川	栗ノ木沢川				
		作田川	大作沢川				
		高瀬川	赤川	姉沼川	内沼	大林川	川去川
			作田川	砂土路川	高瀬川 ※	高瀬川放水路	津花川
		坪川	土場川	鳥谷沢川	流川	前川	
		坪川	小坪川	中野川	ニッ森川		
		中野川	市ノ渡川				
		古間木川	氷沢川				

※：国土交通省管理区間は除く。

表 1-3 二級河川一覽表

管理事務所	水系名	幹川名	河川名				
東青	沖館川	沖館川	沖館川	西滝川			
	小湊川	小湊川	小湊川	盛田川			
	瀬辺地川	瀬辺地川	小川平川	瀬辺地川			
	堤川	堤川	牛館川	合子沢川	駒込川	堤川	入内川
			横内川				
	小湊川	盛田川	明神川				
	—	—	赤川	浅虫川	天田内川	阿弥陀川	今別川
			内真部川	奥内川	蟹田川	貴船川	算用師川
			四戸橋川	清水川	新城川	瀬戸子川	長川
			長沢川	沼川	根井川	野内川	広瀬川
堀差川	増川川	元宇鉄川	湯ノ沢川	六枚橋川			
三八	五戸川	五戸川	五戸川	堤沢川	三川目川		
	新井田川	新井田川	頃巻川	新井田川	古里川	松館川	
西北	—	—	磯松川	小泊川			
上北	奥入瀬川	奥入瀬川	奥入瀬川	黄瀬川	大幌内川	生内川	片淵川
			熊の沢川	後藤川	小幌内川	惣部川	ソスペ川
			薦川	十和田湖	中里川	藤島川	
		黄瀬川	櫃ヶ瀬沢川	滝ノ沢川	鍋倉沢川	二の沢川	
		薦川	薦沼川				
		十和田湖	宇樽部川				
		中里川	大石倉沢	冷水沢			
		冷水沢	湯尻沢				
	藤島川	小林川					
	戸鎖川	戸鎖川	戸鎖川	室ノ久保川			
	野辺地川	野辺地川	野辺地川	枇杷野川	湯沢	与田川	
	三保川	三保川	平山沢川				
	—	—	一の川	二の川	鶏沢川	桧木川	明神川 <small>(おいらせ町)</small>
		明神川 <small>(六ヶ所村)</small>					
下北	今泉川	今泉川	今泉川	天狗川	松田川		
	奥戸川	奥戸川	小川代川	奥戸川			
	川内川	大利家戸川	新三郎沢	半太郎沢	四家戸川		
		上畑尻沢	下畑尻沢				
		川内川	板家戸沢	大利家戸川	上畑尻沢	川内川	桧ノ木橋沢
		本潟貝沢	名目床沢	本潟貝沢			
	正津川	正津川	宇曾利山湖	正津川			
	田名部川	田名部川	青平川	小川	小川放水路	女館川	金谷川
			蒲野沢川	越葉川	新田名部川	田名部川	冷水沢川
	目名川						
	戸沢川	戸沢川	戸沢川	柳ノ沢川			
野牛川	野牛川	石釜沢	野牛川				
—	—	易国間川	老部川	大荒川	大佐井川	大畑川	
		男川	古佐井川	材木川	宿野部川	出戸川	
		桧川	福浦川	目滝川	脇野沢川		
鱒ヶ沢	赤石川	赤石川	赤石川	恩愛沢川	沼ノ沢川		
		中村川	中村川	井戸ノ沢	逆川沢	徳明川	中川沢
	—	—	堀切川	前ノ川沢			
			前ノ川沢	滝ノ沢			
吾妻川	磯崎川	追良瀬川	大池	大童子川			
小童子川	小峰沢川	笹内川	津梅川	泥川			
鳴沢川	濁川	松神川					

1.7 用語の定義

本手引き(案)における用語の定義を以下にまとめる。

・河川法 24 条(河川区域内の土地の占用の許可)

河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く)を占用しようとする場合は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

許可の対象となる土地は、河川区域内の土地のうち、河川管理者以外の者が権原に基づいて管理する土地を除いたものである。

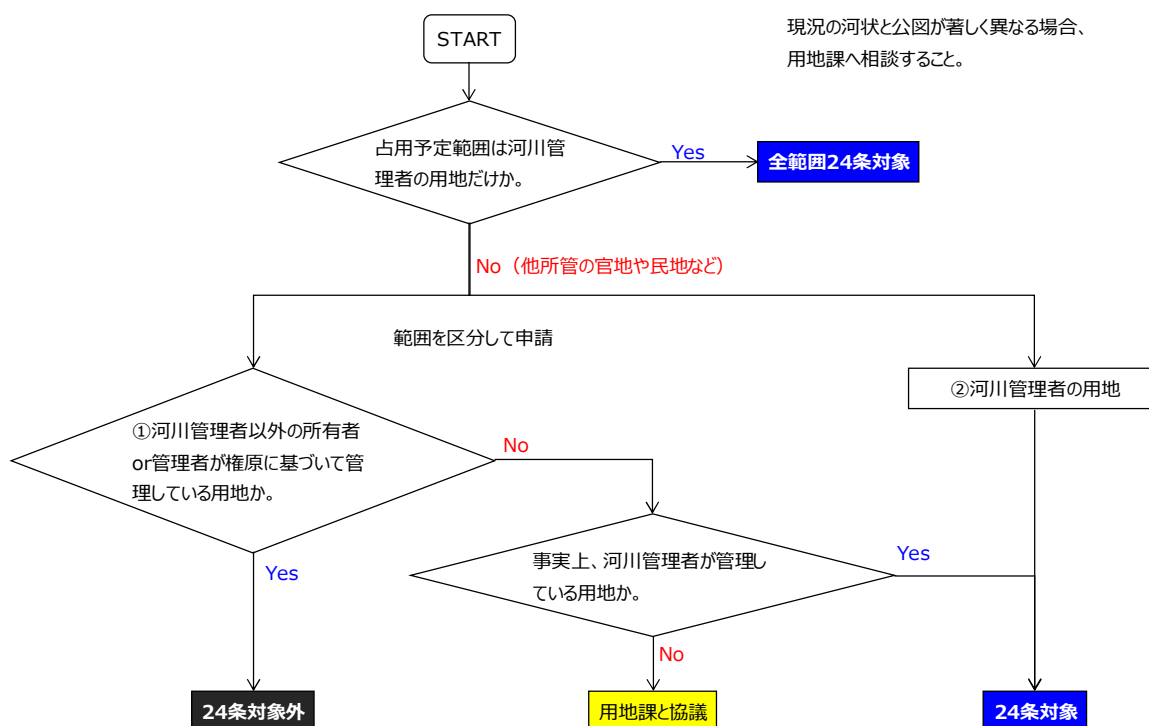


図 1-1 河川法第 24 条申請に関する目安

・河川法第 26 条(工作物の新築などの許可)

河川区域内の土地において工作物を新築、改築、除却しようとする場合は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

制限を受けるのは、河川法 24 条・25 条の場合と異なり、河川区域内の一切の土地である。すなわち河川管理者が権原に基づき管理している土地であるか否かにかかわらない。工作物が河川区域外の土地にまたがる場合には、区域外の部分は概念的には許可の対象であるが、許可に関する処分に必要な範囲内に置いて、当然審査の対象となる。

・河川協議：

河川法が適用される青森県管理の河川において、一定の行為を行う場合に、河川管理者からの許可を受けるために必要となる協議のこと(＝許可申請)。

・予備協議：

河川法 26 条(工作物の新築、改築)の申請にあたり、円滑な審査に資するよう、事前に「①設置場所の河川条件」「②設置する工作物の構造」「③施工計画」など、技術的な内容について河川管理者(青森県河川砂防課または各地域整備部河川砂防施設課)と協議を行うこと。

・予備協議メモ：

申請者からの協議事項とそれに対する審査者(河川砂防課企画・防災グループまたは各地域整備部河川砂防施設課)の指示及び了解事項について、申請者と審査者双方の共通認識のために作成する協議記録簿である。

・河川管理施設：

ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯、その他河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう(河川法第 3 条第 2 項)。

・許可工作物：

河川法第 26 条第 1 項の許可を受けて設置される工作物。

水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重を考慮した安全な構造の物でなければならない。

・河川区域：

河川の区域は、河川法第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する 3 つの部分からなる。第 1 号の区域は、いわゆる河状を呈している土地の区域である。自然の状態における河川において社会通念上河川の区域とみなされる河状を呈している土地の区域については、河川管理者の認定等の行為を要せず、法律上当然に河川区域となる。

河川区域は、必ずしも公図における「水」や「河川管理者としての国土交通省(建設省)」の用地と同じ範囲ではない。よって、必ず地域整備部用地課へ河川区域を確認する必要がある。

・新設：

新たに設備、施設などをつくること。

- ・改築：
施設の効用、機能などを現状よりよくするための工事。
- ・補修：
劣化した部材あるいは構造物の今後の劣化進行を抑制し、耐久性の回復・向上と第三者影響度の除去または低減を目的とした対策である。耐荷性の回復・向上は目的としない。
- ・補強：
部材あるいは構造物の耐荷性や剛性などの力学的な性能低下を回復または向上させること。
- ・河川条件：
河川を計画する上で必要な条件の事であり、計画規模、計画高水位、計画高水流量、粗度係数、定規断面、計画勾配等をいう。
- ・定規断面：
堤防の計画横断面。流下断面(計画高水流量を流す断面)だけでなく堤防部分も含まれる。
- ・永久占用：
河川の効用に影響を及ぼすおそれがあるため、一般的にはその使用を禁止するが、特定の場合に申請に基づく河川管理者の許可を受けた者に認める永久的な河川使用。主に工作物の設置などが該当する。
- ・未占用：
河川区域内において、占用が許可されていない構造物。
- ・構造令照査：
対象となる施設が河川構造令を満足している構造か照査を行うこと。照査は施設毎に行う。
- ・河川管理者(実務担当者)
河川砂防課
河川法規担当 水政グループ
河川技術担当 企画・防災グループ
地域整備部
河川法規担当 用地課(河川法担当)
河川技術担当 河川砂防施設課

1.8 よくある質問

★河川条件について

NO.	質 問	回 答	手引き 該当頁
1	河川計画の有無を確認したい。	河川計画は、各地域県民局 地域整備部 河川砂防施設課に確認して下さい。	3-6
2	河川計画がないときの河川条件の決め方はどうすべきか。	上下流一連区間の状況を踏まえて計画流量を決定し、計画断面を決定します。	3-6

★基礎資料収集について

NO.	質 問	回 答	手引き 該当頁
1	河川の平面測量は必ず必要か。	河川改修の有無や、事業内容(河道内工事の有無等)、実施箇所などで異なるため一概に決定できません。 平面測量の有無や範囲について判断に迷う場合は、初回の予備協議時に相談して下さい。	—
2	測量範囲はどのように決めるのか。上下流 200m 必要か。	上下流へ 200m ずつを基本としています。横断位置など判断に迷う場合は、基礎資料を持って河川管理者に相談して下さい。	3-6
3	河川区域はどこでわかるか。	各地域県民局地域整備部用地課に確認又は各地域県民局地域整備部河川砂防施設課に備えてある「河川台帳」により河川区域を確認して下さい。	—
4	河川保全区域はどこでわかるか。	各地域県民局地域整備部用地課又は各地域県民局地域整備部河川砂防施設課に備えてある「河川調書」により河川保全区域を確認して下さい。	—
5	河川占用をとっているかわからない。どこに確認すればよいか。	占用の有無は、各地域県民局 地域整備部 用地課に確認してください。	3-4
6	市町村で永久占用の有無が分かる場合でも地域整備部用地課に確認する必要があるか。	各市町村で占用の状況が分かる場合は不要です。	—

★手続きについて【予備協議編】

NO.	質 問	回 答	手引き 該当頁
1	協議が必要か聞きたい。	先ず申請先である各地域県民局 地域整備部 用地課へ概要を説明し、予備協議の要否及び予備協議先を確認してください。	2-3
2	協議先はどこか。	内容に応じての判断となるため、先ずは各地域県民局 地域整備部 用地課に確認して下さい。	2-3
3	協議の流れがわからない。	参考として予備協議から許可申請までの手順を手引きに示しています。手戻り防止のため、段階的な協議を推奨しております。	2-3 3-2
4	協議資料はどういったものを作成するのか。	申請書類のうち、技術的な審査が必要な設計根拠資料、図面、施工計画等になります。	2-5
5	占用許可書を予備協議時に提示するとされているが、更新時の許可書でも良いか。	占有を取っていることが分かれば良いので、更新時のものでも可能です。	3-4
6	協議期間はどのくらいかかるのか。	協議期間は、対象となる構造物の内容によって変わります。設計の手戻りを防ぐため、段階的に協議を進めることを推奨しています。	3-2
7	前回協議から3年経過しているが、今後どのように手続きを進めるか。	改めて予備協議を再度実施する必要があります。河川改修の有無や使用する基準類に変更が無い場合は、協議内容も当初通りで良いですが、仮設対象水位は直近5年で改めて算出する必要があります。	2-33
8	なぜ予備協議が必要なのかよくわからない。	申請内容によっては、そのままでは許可出来ない場合もあるので、事前に技術的な内容を調整しておく必要があるため。	1-2
9	河川指定はしている（管理区間ではある）ものの、河川用地がない場合の対応はどのようにするか。	私有地でも河川区域となるため河川協議及び申請が必要です。	—

★河川管理施設構造令について

NO.	質 問	回 答	手引き 該当頁
1	未占用工作物で構造令を満足しないがどのように対応すればよいか。	先ずは、当該工作物の未占用是正(永久占用取得)が必要となります。	2-1
2	阻害率を考える上でどのように考えればよいか。	手引きに橋脚の河積阻害率について示しています。阻害率は5%以内とし、やむを得ない場合(河川管理者が判断)でも6%以内を基本とします。工作物の形状により、判断に迷う場合は河川砂防課に確認して下さい。	4-2～ 4-3
3	掘込み河道とは。	堤内地盤高が計画高水位より高い河道です。	-
4	堤防を横断する管渠の処理方法は。(巻立等)	二重鞘管構造やコンクリート巻立て又はこれに準ずる構造とする必要があります。	4-13
5	現況で河川管理用通路は無いが、橋梁新設の場合、設置する必要はあるか。	先ずは「工作物設置許可基準」や「河川構造令」に基づき設計を行った上で協議により決定して下さい。	-
6	築堤開削した場合、復旧後の土羽の処理は。	施設撤去などにより築堤開削した場合、開削範囲への復旧方法は、護岸設置が基本となります。	-
7	基準径間長の特例が使える場合とは。	下記の①～④全てを満足すれば緩和規定を適用可能ですが、最終的には当該河川の状況等により河川管理者が判断します。 ①橋脚位置が法先、法肩から規定値以上離れていること。 ②橋脚の流心方向の長さが30m未満であること。 ③橋脚がパイルベント形式以外で河積阻害率が5%以下であること。 ④河道に必要な流下断面が確保されている場合。	4-6

★施工計画について

NO.	質 問	回 答	手引き 該当頁
1	いつでも施工できるのか。	河道内の工事は非出水期（11月1日～3月31日）を基本とし出水期の工事は認めていません。	5-1
2	出水期施工はどのような条件下では許可されるのか。	計画堤防高(HWL+余裕高)以上での施工は認めています。	5-1
3	出水期と非出水期の期間、その考え方が知りたい。	出水期とは集中豪雨（梅雨）、台風等洪水が起きやすい時期をさし、青森県では、4月1日～10月31日としています。非出水期はこれ以外の期間です。	5-1
4	仮締切はどのようにすればよいのか。	堤防開削が有る場合は、既設堤防と同等の治水安全度を有する構造とする必要があります。堤防開削が無い場合は、周辺の河川施設に影響を及ぼさないような仮締切が必要です。	5-4～ 5-9
5	仮締切した際の余裕高の考え方は。	出水期又は非出水期、堤防開削の有無によって余裕高の考え方は異なります。	5-4
6	協議案件箇所（河川）で水位観測所がないけれども、施工時流量はどのように出せばよいか。	近傍の観測所データ（同一水系→近隣水系）、近隣の降雨資料、比流量等を用いて施工時水位及び流量を算出します。	5-9
7	上流にダムがあり、水位観測所の流域面積から控除されている場合、どのように施工時流量を出せばよいか。	水位観測所の流域面積にダムの流域を加えて比流量を算出し、施工時流量を決定してください。	—
8	条件付き護岸について、健全な護岸を取壊してまで構造令どおりにしないとイケないのか。	構造令準拠を基本とします。ただし、河川改修計画や現況の護岸状況を踏まえて検討してください。条件護岸として必要な範囲は、協議で決定した河川条件に基づき護岸を設置するので健全な場合であっても根入れ不足等の場合は再設置が必要です。既に河川改修済みで計画に基づき設置された護岸の場合は不要です。	—
9	水位データはどこからもらうのか。	各地域県民局 地域整備部 河川砂防施設課からもらって下さい。	—

NO.	質 問	回 答	手引き 該当頁
10	仮締切後に現況流下能力が確保されているかは、どのように確認すればよいか。	流下能力の確認は不等流計算等により行うことができます。	5-7～ 5-8
11	出水期に吊り足場を設置し施工を行いたい、足場下端が余裕高内に入ってしまう。このまま工事しても良いか。	過去に吊り足場下端が余裕高内でもやむを得ないとした事例も有りますが、近年の出水状況を踏まえ、足場下端が余裕高を侵しているものは許可できません。	5-1
12	非出水期に吊り足場を設置する場合に、足場下端が HWL 以上になっても、非出水期水位を算出する必要があるのか。	非出水期であっても、その河川で、どのような水位が近年生じているかを確認するため、非出水期水位の算出は必要です。	—

★永久占用・一時占用について

NO.	質 問	回 答	手引き 該当頁
1	誰と協議すればよいか。	今の状況を確認する場合は、各地域県民局 地域整備部 用地課に確認してください。	2-6
2	範囲はどのように決めればよいのか。	永久占用は、工作物の設置部分としてください。 一時占用は、工事に必要な最小限の範囲としてください。	2-6
3	河川法第20条工事となる場合の護岸の考え方は。	設置後に、その護岸を河川管理者が管理する必要があるかどうかが目安となります。 例えば、河川管理者が管理する既設護岸を撤去・復旧する場合は20条になりますが、既設が土羽で工作物の設置により新たに護岸が設置される場合は法第24条及び26条申請が必要となります。	—

★手続きについて【本申請編】

NO.	質 問	回 答	手引き 該当頁
1	本申請先はどこか。	各地域県民局 地域整備部 用地課 です。	2-3
2	本申請資料は何が必要か。	手引きに本申請に必要な資料を示 しています。	2-5
3	許可内容について、許可期間 で実施できそうにない。また は、本申請後、着工したが変 更（構造、施工計画、工期等） が生じた。どのように対応す ればよいか。	変更申請が必要となります。 河川管理者に事前に報告し、早急 に対応について協議してください。 なお、非出水期施工で許可され ていた工事を出水期に実施する ことはできません。	2-4
4	面積計算は三斜法でなければ ならないのか。	面積算出根拠について確認する ため三斜法が基本です。	2-10
5	河川管理者以外の者の土地 であるが、明らかに河川とな っている土地については、占 用許可の対象となるか。	底地が河川管理者以外の者が権 限に基づいて管理していない土 地については、河川区域となる ため占用許可は必要です。	1-5
6	申請書の書き方がわからない。 （申請先が知事名とする か県民局長名とするか不安 なので確認してほしい）	申請書の書き方は、各地域県 民局 地域整備部 用地課と協 議し確認して下さい。申請先 は、県知事宛てです。	2-11～ 2-32
7	申請書に押印は必要か。	河川法施行規則の改正（R2.12.23 公布、R3.1.1施行）により現 在は不要となっております。	—
8	占用の場所を記載する際に、 永久占用と一時占用を分け てそれぞれの地先名を記載 する必要があるか。	永久占用と一時占用の占用場所 の記載内容が同じとなる場合 は分けて記載する必要はあり ません。ただし、記載内容が 異なる場合は分けて記載して ください。（地先、地番が変 わる等）	—
9	複数年にわたり補修工事を行 う場合、仮設設置は各年度の 非出水期のみで行い、出水 期には撤去となるが、この仮 設申請先及び方法はどのよ うにすべきか。	内容により、予備協議先が河 川砂防課又は地域整備部河川 砂防施設課になりますが、申 請先はいずれも各地域県民 局 地域整備部 用地課とな ります。	2-1

★その他について

NO.	質 問	回 答	手引き 該当頁
1	一時占用期間内の非出水期 内で工事が終わらない。 延長して引き続き出水期施 工しても良いか。	非出水期施工で許可されていた工 事を出水期に実施することは出来 ません。	2-4
2	変更理由書を別途作成する 場合と申請書に変更理由を 追加する場合の条件区分を 教えて欲しい。	変更があれば必ず提出してくださ い。	2-4
3	橋梁に関わらない河川敷地 (管理用通路や市道等) に布 設される管路については、手 引きの対象か。	構造物の内容が変わらず、河川区域 内の行為であれば本手引きの対象 となります。河川敷地に布設される 管路も本手引きの対象となります。	4-13～ 4-14

第2章 申請の手順・方法

2.1 申請の手順

2.1.1 申請先と許可権者

本手引きの1.3に示した河川法に基づく各種許可等の申請先は、該当河川を所管する地域整備部の用地課となる。

許可権者（決裁者）は、青森県事務専決代決規定及び青森県事務委任規則により、基本的に河川砂防課長（以下、河川砂防課案件）と考えて差し支えないが、一部の許可については地域県民局長に事務委任され、その決裁者が地域整備部長（以下、地域整備部案件）となっている。

具体的に、地域整備部案件は下記の工作物であり、下記以外が全て河川砂防課案件と考えてよい。

【地域整備部長の決裁】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 架線、電柱、支柱、支線その他これらに類する工作物(2) 橋に添加する水道管、下水道管、ガス管、ケーブルその他これらに類する工作物(3) 占用の期間が一年以内の「やな」、その他仮設工作物 |
|--|

ただし、(2)(3)については既設構造物の占用状況により取扱いが異なるので注意が必要である。

(2) 橋梁添架管の注意点

添架先の橋梁が未占用の場合、先ずは当該橋梁の未占用是正（永久占用取得）が必須である。このため、橋梁の未占用是正後（橋梁は河川砂防課案件）に改めて添架管の許可申請をする場合は地域整備部案件でよいが、橋梁の未占用是正と添架管の許可申請を同時に行う場合は河川砂防課案件となる。

また、通常、堤防を横断する管類は河川砂防課案件であるが、橋梁添架管に関する限り堤防横断部まで含めて地域整備部案件となる。

(3) 仮設工作物の注意点

仮設構造物には橋梁補修等に伴う足場や仮締切等も含まれるが、補修等の対象構造物が未占用の場合、先ずは対象構造物の未占用是正が必須である。このため、(2)と同様に、対象工作物の未占用是正後に改めて仮設工作物の許可申請をする場合は地域整備部案件でよいが、対象工作物の未占用是正と仮設工作物の許可申請を同時に行う場合は河川砂防課案件となる。

2.1.2 予備協議の確認

申請に際して、工作物の新設等、河川管理上の技術的な判断を要する案件の場合は、事前に河川管理者（技術担当）と技術的な内容について協議（以下、予備協議）を行い、了解を得ておく必要がある。

予備協議については、2.1.1に示す許可権者（決裁者）に応じて担当が河川砂防課と地域整備部で分担されている。このため、申請者は、まず申請先である地域整備部の用地課へ概要を説明し、予備協議の要否及び予備協議先を確認するのがよい。

予備協議先は、河川砂防課案件の場合は企画・防災GやダムG（第23条関係）であり、地域整備部案件の場合は河川砂防施設課となる。

申請先に応じた申請フローを図2-1及び図2-2に示す。

2.1.3 予備協議の実施

予備協議を行った際には予備協議担当から指示事項や了解事項等が記載された予備協議メモが発出される。適宜、予備協議を実施し、協議すべき内容が全て整うと「申請してよい」と記載された予備協議メモが発出され、予備協議終了となる。

2.1.4 申請書類の提出

申請者は、予備協議を複数回行った場合は、その内容を整理し、申請書類を取りまとめ、所管の地域整備部の用地課へ提出（申請）する。

受付後、地域整備部では用地課及び河川砂防施設課において内容が審査され、さらに案件が河川砂防課決裁の場合は、地域整備部の審査終了後に河川砂防課の水政G及び企画・防災G（第23条関係はさらにダムG）において審査される。

審査において、内容に不備等がある場合は、地域整備部あるいは河川砂防課から修正指示等があるため、適宜、申請書類の修正・再整理を行うこととなる。

2.1.5 許可書の交付

審査により内容が適正であることが確認されると許可書が交付される。

地域整備部案件の場合は、地域整備部の審査終了後に用地課から交付され、河川砂防課案件の場合は、地域整備部用地課を経由して許可書が交付される。

2.1.6 申請フロー
【河川砂防課案件】

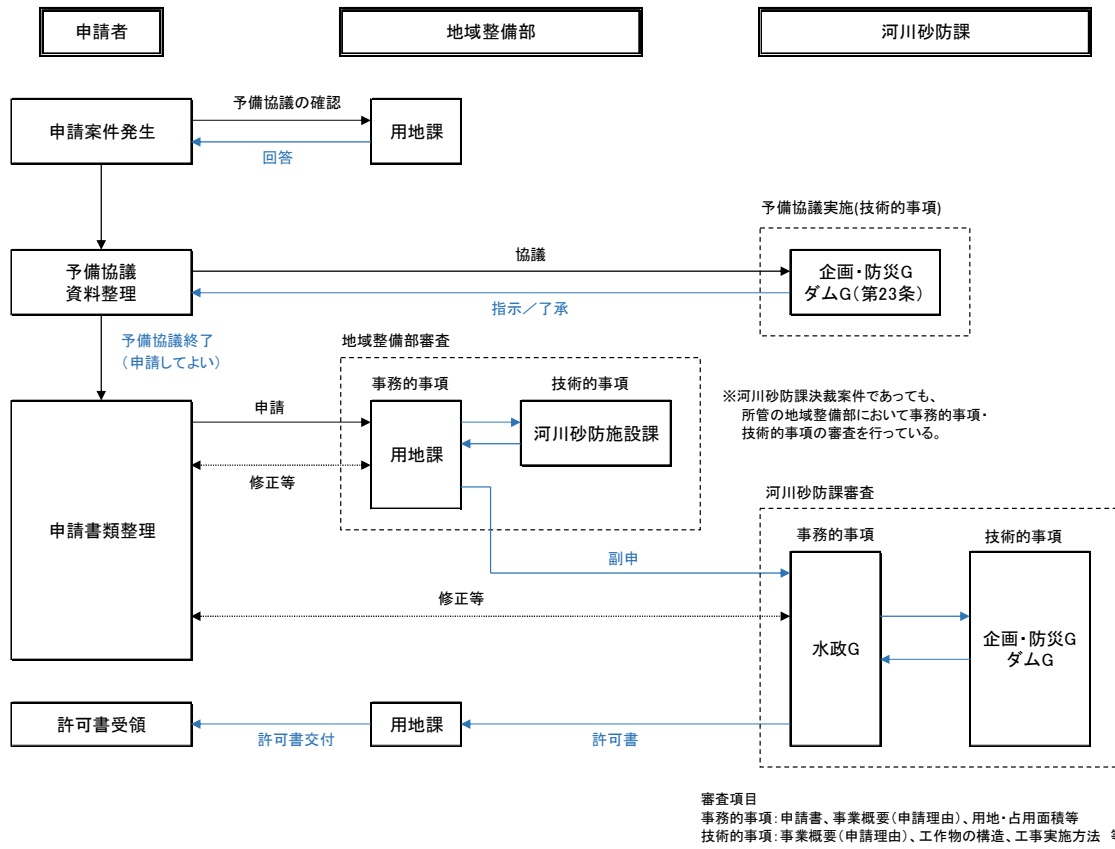


図 2-1 河川砂防課案件の申請フロー

【地域整備部案件】

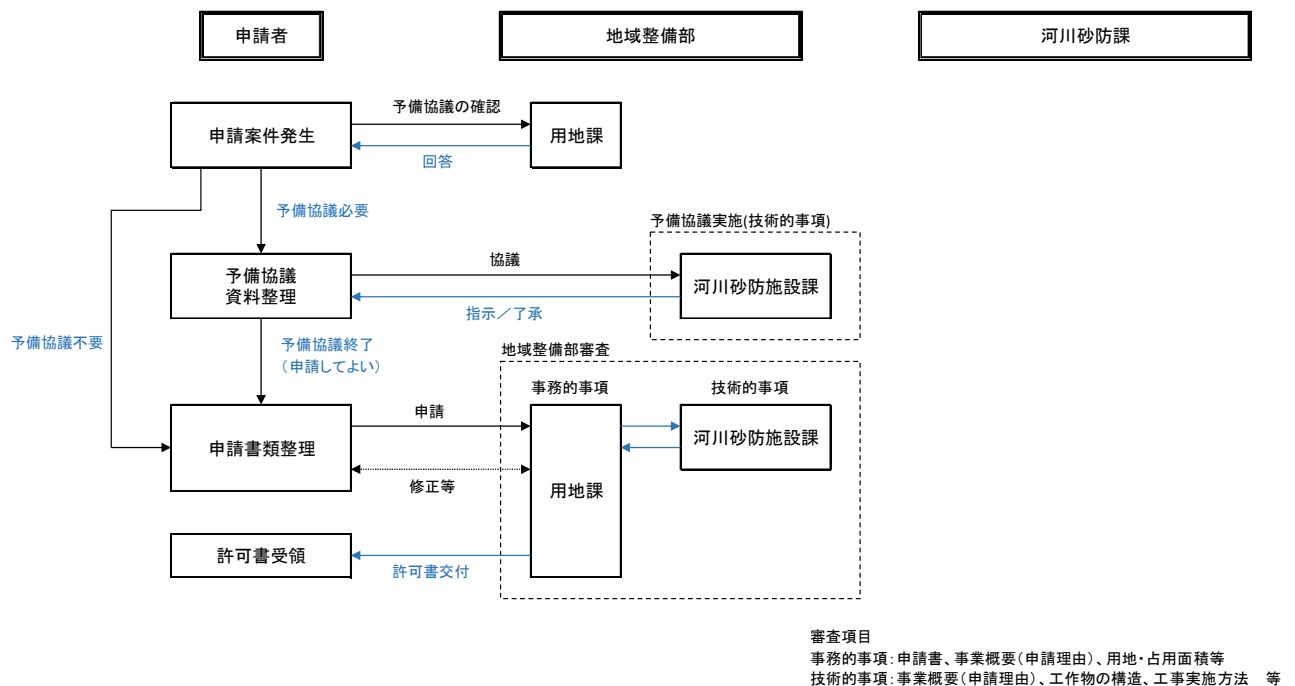


図 2-2 地域整備部案件の申請フロー

2.1.7 変更申請

許可済みの工作物の改築や、新規に許可を受けて工事中の内容に変更が生じた場合には、原則としてその変更内容について許可を受けなければならない。

変更の許可を得るための手続き（以下、変更申請）は、新規の場合と同様となる。しかし、変更の内容により許可が不要の場合もあるので、まずは変更申請の要否について地域整備部の用地課（工事中の場合は予備協議担当でもよい）に確認すること。

参考までに、変更申請の要否についての事例を示す。

【参考】

変更申請が必要な場合の例としては、既設構造物の改築や工事中の変更による下記がある。

- 例
- ・ 永久占用面積や一時占用面積の増減
 - ・ 施設機能の強化（耐震化等）や、設置工作物の追加
 - ・ 工事中の仮設工作物の変更（仮締切を大型土のうから鋼矢板にする等）
 - ・ 工事中の工期変更

許可済み工作物の維持補修や通常の管理による行為については変更申請の必要はない。ただし、工事に伴って一時占用が必要である場合は一時占用の申請が必要となる。

- 例
- ・ 橋梁の断面修復や舗装の打換え、排水設備の交換 等

2.2 提出書類

2.2.1 提出書類一覧表

河川法第24条および第26条に必要な標準的な資料は、表2-1のとおりとする。

表 2-1 許可申請書に添付する提出書類一覧表

申請様式及び添付図書	参照項目	備考
許可申請書類チェックリスト	2.3 参照	
許可申請書	2.4、2.5 参照	
減免申請書	2.6.1 (17) 参照	減免申請する場合
事業計画概要書*	様式任意	
変更理由書*	---	変更申請の場合
位置図*	S=1:50,000	青森県河川台帳図より作成することが望ましい
現況写真*	---	
河川図面* 図面リスト 河川平面図 河川実測縦断面図 河川実測横断面図	2.2.2 参照	
工作物の図面* 図面リスト 一般図 平面図 標準横断面図 構造図 仮設図 その他必要な図面	2.2.2 参照	
工事の実施方法を記載した書面* 予備協議メモ 河川条件 構造令照査 施工計画 仮設計画	3.4.2 参照	予備協議を複数回行っている場合、予備協議メモは全回分添付する。
工事工程表*	3.4.1 参照	施工時期(出水期・非出水期)、河川占用期間(実際に工事する期間)が確認できるように作成する。
公図転写図	2.2.3 参照	
面積計算及び丈量図	2.2.3 参照	
その他 同意書		必要に応じて
既許可書の写し*		更新時の許可書でも可 変更申請の場合も必要

変更申請：許可済みの既設構造物の改変、許可を受けての施工中の工期延長等

※：予備協議の際に準備が必要な項目

2.2.2 河川及び工作物の図面

設計図面は下記に留意し整理する。

- ・ 図面リストは必ず添付する。
- ・ 図面番号は必ず記入する。 例：○葉中○
- ・ 図面の数値が十分に判読できる場合は、A3 縮小図でも良いが、縮小図の場合は縮尺が分かるように明記する。

例：各図に記載→1/200(A3)

例：図面集として取りまとめて表紙に記載→縮小図面集「以下の図面の縮尺は1/200(A3)」

- ・ A1 サイズで提出する場合は、図面袋に入れ提出書類の最後に添付することの良い。

2.2.3 占用面積図

占用面積に関すること(河川区域、底地、面積計算等)は、次頁からのチェックリスト項目に順守し、必要に応じて地域整備部の財産担当に確認の上で作成する。

永久占用が有る場合は、既に占用されている範囲を図示し、永久占用以外の範囲で工事において使用する範囲を一時占用範囲として面積を計上する。

永久占用が無い場合は、構造物周辺の地形、用地状況を確認し、永久占用範囲を設定する。

公図及び占用面積図を A1 サイズで提出する場合は、図面袋に入れ提出書類の最後に添付することの良い。

2.3 許可申請書類チェックリスト



チェックリストは申請書に必ず添付すること。

チェックリスト

(河川法第24条及び第26条の許可申請に係る事務的審査表)

1 / 4

【申請書】

項目	留意事項	申請者 確認	事務所 確認	河川課 確認
申請年月日	申請書を提出するときの年月日が記載されているか。			
あて名	青森県知事となっているか。			
申請者	(住所) 公共団体又は法人等についても番地まで明確に記載されているか。			
	(氏名) 公共団体又は法人である場合、その名称及び代表者の氏名が記載されているか。			
	(氏名) 何某外何名等で共同申請する場合、何某外何名代表何某と記載し、委任状が添付されているか。			
申請条文	複数の許可の同時申請の場合、根拠条文がすべて記載されているか。			
その他	河川法第95条による申請の場合、「別紙のとおり河川法第○条及び第○条の定める事項について同法第95条の規定により協議する。」と記載されているか。			

【別 紙】

項 目	留 意 事 項	申 請 者 確 認	事 務 所 確 認	河 川 課 確 認
河 川 の 名 称	○級河川 ○○川水系 ○○川と記載されているか。			
目 的	「～設置のため」と具体的に記載されているか。			
場 所	添付されている公図と対応しているか。			
	「○○番地先」まで明記されているか。			
	工作物が左右岸にまたがる場合は、左岸、右岸、に分けて記載されているか。			
	当該工作物の敷地が数個の字、又は番地にわたる場合、そのすべてが記載されているか。			
	工作物が河川保全区域内にもまたがる場合は、河川区域内と河川保全区域内とに分けて記載されているか。			
工 作 物 の 名 称 又 は 種 類	主要な工作物の名称又は種類が記載されているか。			
工 作 物 の 構 造 又 は 能 力	主要な工作物ごとに構造又は能力が記載されているか。			
	構造又は能力が添付図面と対応しているか。			
工 事 の 実 施 方 法	治水上の措置、仮設物の設置、施行の順序等が工事工程表と関連づけて具体的に記載されているか。			
工 期	工事工程表と対応しているか。			
占 用 面 積	占用面積計算書、丈量図と対応し、小数点以下第2位まで記載されているか。（河川管理者以外の者が権限を有する土地における工作物の新築等にあつては記載の必要はなし。その場合は26条のみの申請。）			
変 更 許 可 の 申 請	既に許可を受けている事項の変更申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については変更前のものが朱色で併記されているか。			


【添付図書】

項 目	留 意 事 項	申 請 者 確 認	事 務 所 確 認	河 川 課 確 認
事業計画概要書	工作物の新築等に係る事業計画の概要（目的、必要性、既に許可を受けているものとの関連を含む。）が具体的に記載されているか。			
位 置 図 S=1:50000	申請箇所を○印で表示して「申請箇所」と朱書されているか。			
実 測 平 面 図	申請箇所及び当該工作物の設置によって河川に影響があると判断される区域が含まれているか。			
	堤防、護岸、流水の方向、道路等が図示され、申請に係る工作物の平面的な外形が明示され、かつ薄赤色で着色されているか。			
	河川改修計画がある場合、その法線が図示されているか。			
	一時占有がある場合、その範囲が黄色で着色されているか。			
	河川区域、河川保全区域、官民境界線が朱書されているか。			
工作物の設計図	縦横断図、構造図等が添付されているか。			
	横断図に計画高水位が明示されているか。			
	横断図に河川区域、河川保全区域、官民境界線が朱書されているか。			
工事の実施方法を記載した図書	治水上の措置、仮設物の設置、施工の順序等が工事工程表と関連づけて具体的に記載されているか。			
	無理のない工期による工事工程表が添付されているか。			
占有面積計算書及び丈量図面	丈量図に河川区域、河川保全区域、官民境界線が朱書されているか。			
	永久占用の範囲は薄赤色で、一時占用の範囲は黄色で着色されているか。（河川管理者以外の者が権限を有する土地については着色の必要はなし。）			
	丈量図に占有面積計算書が記載されているか。			
	丈量図の占有面積の範囲が実測平面図の工作物の範囲と対応しているか。			
	求積の根拠となる数値が実測平面図又は構造物で確認できるか。			

項 目	留 意 事 項	申 請 者 確 認	事 務 所 確 認	河 川 課 確 認
占用面積計算書 及び丈量図	三斜法により求積され、倍面積では小数点以下を切り捨てず、合計し2で除した段階で小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位までとしているか。			
	面積計算に誤りはないか。			
公 図 の 写 し	河川区域、河川保全区域、官民境界線が朱書されているか。 永久占用の範囲は薄赤色で、一時占用の範囲は黄色で着色されているか。			
	地番が付されている土地については所有者を確認し、地番の隣に所有者名を記入すること。			
	公図の謄写年月日及び謄写した者の氏名が明示されているか。			
その他の権限	河川管理者以外の者が権限を有する土地に工作物の新築等を行う場合に当たっては、申請者が権限を有する書面又は権限を取得する見込みが十分であることを示す書面、同意書又は契約書が添付されているか。			
工作物の管理	工作物の設置者と管理者(使用者)が異なる場合は、その管理関係を明らかにした書面が添付されているか。			
変更申請の場合	既許可書の写しが添付されているか。			
	変更の趣旨又は理由等を記載した書面が添付されているか。			
図 面 全 般	丈量図その他の図面において記入されている数字(寸法)に誤りはないか。			
	図面に整理番号が付され、添付図面の一覧表が添付されているか。			
減 免 申 請 書	県施工細則第8条第1項による減免を申請する場合は減免申請書が添付されているか。			
写 真	現地の状況がわかる写真で、申請箇所が朱書されているか。			

2.4 申請書様式

2.4.1 第24条、26条許可申請書

許 可 申 請 書	
年 月 日	
青森県知事	殿
申請者：郵便番号 住 所 氏 名 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)	
別紙のとおり <u>河川法第24条及び第26条第1項</u> の許可を申請します。	
 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">同時申請の場合</div>	

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 第39条の規定により許可の申請を同時に行うときは、「第 条」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。

(工作物の新築、改築、除却)

- 1 河川の名称
- 2 目的
- 3 場所
- 4 工作物の名称又は種類
- 5 工作物の構造又は能力
- 6 工事の実施方法
- 7 工期
- 8 占用面積
- 9 占用の期間

備考

- 1 「(工作物の新築、改築、除却)」の箇所には、該当するものを記載すること。
- 2 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除却にあつては、「占用面積」及び「占用の期間」については、記載しないこと。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

2.4.2 第20条承認申請書

承認申請書	
年 月 日	
青森県知事	殿
申請者：郵便番号 住 所 氏 名 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)	
別紙のとおり <u>河川法第20条</u> の承認を申請します。	
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">20条は許可ではなく承認である ため、申請書が別になる</div>	

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

1 河川の名称

2 目的

3 場所

4 工事内容

5 工事の実施方法

6 工期

7 行為面積

2.5 申請書記載例

2.5.1 記載例一覧リスト

(1) 許可申請書（協議書）各条共通
(2) 法 23 条の記載例
(3) 法 24 条のみの場合の記載例
(4) 法 24 条及び 26 条の場合の（工作物の新築等を含む占用の場合）の記載例
(5) 法 26 条のみの場合（土地の占用がない工作物の新築等の場合）の記載例
(6) 法 25 条の記載例
(7) 法 27 条の記載例
(8) 法 28 条（政令 16 条の 3）の記載例
(9) 法 29 条（政令 16 条の 8 第 1 項第 1 号及び第 2 号）の記載例
(10) 法 29 条（政令 16 条の 8 第 1 項第 2 号）の記載例
(11) 法 29 条（政令 16 条の 5）の記載例
(12) 法 30 条（省令 19 条）の記載例
(13) 法 31 条の記載例
(14) 法 33 条の記載例
(15) 法 34 条の記載例
(16) 許可条件に基づく着手届及び完成検査申請の記載例
(17) 河川流水等占用料減免申請書の記載例
(18) 河川法第 26 条第 1 項に係る申請書の「目的」及び「工作物の名称又は種類」の記載例

(2) 法 23 条の記載例

<法 23 条の記載例>

様式 (乙の1)

(水利使用)

1 河川の名称
 ○○川水系 ○○川

2 水利使用の目的
 かんがい (○○頭首工)

3 取水口、注水口又は放水口の位置
 取水口 ○○頭首工 ○○市○丁目○番地先 (○○川 右岸)
 ○○揚水機 ○○市○丁目○番地先 (○○川 左岸)

4 取水量等
 (1) 最大取水量

期 別 区 分	しろかき期 5月 1日から 5月 15日まで m ³ /s	普通かんがい期 5月 16日から 9月 10日まで m ³ /s	年間総取水量 千m ³
○○頭首工			
○○揚水機			

(2) かんがい面積 ○○. ○ha

5 取水の方法
 ○○頭首工：取入れ口から自然流入で取水し、水路に導水する。
 ○○揚水機：ポンプ○台を運転することにより水路に導水する。

6 工作物及び土地の占用

名称又は種類	工作物の位置 又は占用の場所	工作物の構造 又は能力	占用面積	摘 要
○○頭首工	○○川右岸 ○○市○丁目○番地先		○m ²	
○○揚水機	○○川左岸 ○○市○丁目○番地先		○m ²	
計			○m ²	

工事中一時占用面積 ○m²

7 土地の掘削等

種 類	場 所	占用面積	摘 要

8 水利使用の期間
 許可の日から令和○年○月○日まで

水系名及び河川名を明記すること。

他に、発電、水道などがある。目的には、水利使用に係る事業のための施設の総体又は代表的な施設の名称を付記すること。

9 工期 許可の日から令和〇年〇月〇日まで

備 考

- 1 「水利使用の目的」については、水利使用に係る事業のための施設の総体又は代表的な施設の名称を付記すること。
- 2 「取水量等」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 取水量及び使用水量の単位は、立方メートル毎秒（一日最大取水量、一日最大使用水量、年間総取水量及び一日平均取水量にあつては、立方メートル）とすること。
 - (2) 発電のためにする水利使用にあつては、最大取水量及び常時取水量のほか、総落差及び有効落差並びに最大理論水力及び常時理論水力を記載し、かつ、最大出力、常時出力及び常時尖頭出力を付記すること。
 - (3) かんがいのためにする水利使用にあつては、しろかき期その他の期間別の最大取水量（最大取水量に86,400秒を乗じて得た量と一日最大取水量とが異なるときは、最大取水量及び一日最大取水量）を記載し、かつ、かんがい面積を付記すること。
 - (4) その他の水利使用にあつては、最大取水量及び一日最大取水量（一定の期間ごとに最大取水量又は一日最大取水量が異なるときは、その期間別の最大取水量及び一日最大取水量）を記載し、かつ、水道のためにする水利使用にあつては、給水人口を付記すること。
 - (5) 取水量と使用水量とが異なるときは、使用水量を併せて記載すること。
 - (6) 年間総取水量又は一日平均取水量を定めて水利使用を行うときは、これを記載すること。
 - (7) ダムによる流水の貯留を利用して取水するときは、その旨並びに当該ダムの名称、位置及び設置者の氏名（法人にあつては、その名称）を記載すること。
 - (8) その他責任放流等の水利使用の条件があるときは、これを記載すること。
- 3 「工作物及び土地の占用」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 「占用面積」の欄には、河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）の占用面積を記載すること。
 - (2) 「摘要」の欄には、新築、改築又は除却の別その他参考となるべき事項を記載すること。
- 4 「土地の掘削等」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 河川区域内の土地における捨土場の設置、土地の掘削その他の形状を変更する行為（工作物の新築、改築又は除却のためにするものを除く。）及び竹木の栽植又は伐採について記載すること。
 - (2) 「摘要」の欄には、捨土量、掘削土量等を記載すること。
- 5 許可を受けた事項の変更の許可にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(3) 法 24 条のみの場合の記載例

<法 24 条のみの場合（工作物の新築等を含まない占用の場合）の記載例>

様式（乙の2）

<p>(土地の占用)</p>		
1	<p>河川の名称 ○○川水系 ○○川</p>	<p>水系名及び河川名を明記すること。</p>
2	<p>占用の目的及び態様 公園建設のため ○○河川敷公園 (許可期間の更新の場合は、「工作物の構造又は能力を併記すること。）」</p>	<p>運動場、緑地、公園等使用する目的を記載し、更に施設の名称を記入すること。 許可期間の更新の場合は、「工作物の構造又は能力」を記載すること。</p>
3	<p>占用の場所 自：○○市○丁目○番地先 至：○○市○丁目○番地先</p>	<p>地番又は地先まで明記すること なお、占用が左右岸にまたがる場合は、左右岸に分けて記載すること。</p>
4	<p>占用面積 ○○○. ○○㎡</p>	
5	<p>占用期間 許可の日から○年○月○日まで (同意の日から○年○月○日まで)</p>	<p>面積計算は㎡を単位とし、原則として三斜法により小数点第3位まで求積計算し、合計面積は小数点以下第3位を切捨てて記載すること。</p>
	<p>国等の場合</p> <p>当該占用の目的形態を考慮して、必要最低限の期間を記載すること。(期間については、10年を最長とするが、国又は地方公共団体以外の場合は、最長5年で申請するよう指導すること。) 一時的な占用以外の占用については、更新時の事務処理を考慮し、○年3月31日までとすること。</p>	

備考

- 「占用の目的及び形態」については、田、畑、運動場、公園等を設置するため使用する旨を記載し、さらにその使用方法の概要を記載すること。
- 許可を受けた事項の変更の許可にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(4) 法 24 条及び 26 条の場合の（工作物の新築等を含む占用の場合）の記載例

<法 24 条及び 26 条の場合（工作物の新築等を含む占用の場合）の記載例>

様式（乙の4）

（工作物の新築、改築、除却）	
1 河川の名称	〇〇川水系 〇〇川
2 目的	道路建設のため
3 場所	自：〇〇市〇丁目〇番地先 至：〇〇市〇丁目〇番地先
4 工作物の名称又は種類	〇〇線〇〇橋
5 工作物の構造又は能力	〇〇橋 幅員〇〇m 橋長〇〇m 上部工 〇〇式 下部工 橋台〇〇式2基、橋脚〇〇式〇基 橋脚保護工 コンクリートブロック〇〇m ²
6 工事の実施方法	請負
7 工期	許可の日から〇年〇月〇日まで (同意の日から〇年〇月〇日まで)
8 占用面積 工事中一時占用面積	〇〇〇. 〇〇m ² 〇〇〇. 〇〇m ²
9 占用期間	許可の日から〇年〇月〇日まで (同意の日から〇年〇月〇日まで)

水系名及び河川名を明記すること。

河川法第 26 条の許可に係る行為の目的と当該許可に係る工作物のため必要とする土地の占用の目的が一致するように記載すること。

地番又は地先まで明記すること
なお、占用が左右岸にまたがる場合は、左右岸に分けて記載すること。

国等の場合
面積計算はm²を単位とし、原則として三斜法により小数点第3位まで求積計算し、合計面積は小数点以下第3位を切捨てて記載すること。

当該占用の目的形態を考慮して必要最低限の期間を記載すること。（期間については、10年を最長とするが、国又は地方公共団体以外の場合は、最長5年で申請するよう指導すること。）
一時的な占用以外の占用については、更新時の事務処理を考慮し、〇年3月31日までとすること。

国等の場合

備考

- 1 「（工作物の新築、改築、除却）」の箇所には、該当するものを記載すること。
- 2 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除却にあつては、「占用面積」及び「占用の期間」については、記載しないこと。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(5) 法 26 条のみの場合（土地の占有がない工作物の新築等の場合）の記載例

<法 26 条のみの場合（土地の占有がない工作物の新築等の場合）の記載例>

様式（乙の 4）

（工作物の新築、改築、除却）	
1 河川の名称	〇〇川水系 〇〇川
2 目的	道路建設のため
3 場所	自：〇〇市〇丁目〇番地 至：〇〇市〇丁目〇番地
4 工作物の名称又は種類	〇〇線
5 工作物の構造又は能力	幅員〇〇m 延長〇〇m コンクリート舗装〇〇㎡ 側溝 L 型〇〇m ガードレール延長〇〇m
6 工事の実施方法	請負
7 工期	許可の日から〇年〇月〇日まで (同意の日から〇年〇月〇日まで)

水系名及び河川名を明記すること。

河川法第 26 条の許可に係る行為の目的と当該許可に係る工作物のため必要とする土地の占有の目的が一致するように記載すること。

地番又は地先まで明記すること
なお、占有が左右岸にまたがる場合は、左右岸に分けて記載すること。

国等の場合

備考

- 1 「（工作物の新築、改築、除却）」の箇所には、該当するものを記載すること。
- 2 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除却にあつては、「占有面積」及び「占有の期間」については、記載しないこと。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(6) 法 25 条の記載例

<法 25 条の記載例>

様式 (乙の3)

(河川の産出物の採取)			
1	河川の名称	〇〇川水系 〇〇川	水系名及び河川名を明記すること。
2	採取の目的	販売のため	販売用、自家用等の目的を明記すること。
3	採取の場所及び採取する土地の面積	自：〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇〇番地先 至：〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇〇番地先 土地の面積 〇〇㎡	地番又は地先まで明記すること 面積計算は㎡を単位とし、原則として三斜法により小数点第3位まで求積計算し、合計面積は小数点以下第3位を切捨てて記載すること。
4	河川の算出物の種類及び数量	砂 〇〇m ³	砂、砂利、玉石、切込砂利及び土砂については「m ³ 」で、転石については「個」で、切石については「切」で、かやについては「束」で、竹木及び埋もれ木については「m ³ 」で数量を記入すること。
5	採取の方法	機械による採取 サンドポンプ船 〇台	
6	採取の期間	令和〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで	

備 考

- 1 土石の採取にあつては、次のとおりとすること。
 - (1) 「河川産出物の種類及び数量」については、砂、砂利、玉石その他の土石の種類ごとに、その数量を記載すること。
 - (2) 「採取の方法」については、機械掘り又は手掘りの別を記載するとともに、機械掘りにあつては、その機械の種類、能力及び数並びに採取に係る掘削又は切土の深さを記載すること。
- 2 「採取の方法」については、採取した河川の産出物の搬出の方法及び経路を付記すること。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(7) 法 27 条の記載例

<法 27 条の記載例>

様式 (乙の 5)

(土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採)		水系名及び河川名を明記すること。
1 河川の名称	〇〇川水系 〇〇川	
2 行為の目的	公園建設のため	地番又は地先まで明記すること なお、行為が左右岸にまたがる場合は、左右岸に分けて記入すること。
3 行為の場所及び行為に係る土地の面積	自：〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇〇番地先 至：〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇〇番地先 土地の面積 〇〇㎡	面積計算は㎡を単位とし、原則として三斜法により小数点第3位まで求積計算し、合計面積は小数点以下第3位を切捨てて記載すること。
4 行為の内容	公園不陸整正平均切土及び盛土 高さ〇m 土量〇〇m ³ 植栽 オオヤマザクラ〇本	
5 行為の方法	請負 不陸整正用 ブルドーザー 11t〇台 ダンプトラック10t〇台	行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路については、これに代わる添付図書があるときは、付記することを省略してもよい。
6 行為の期間	許可の日から〇年〇月〇日まで	

備考

- 1 「(土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採)」の箇所には、該当するものを記載すること。
- 2 「行為の内容」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 土地の形状を変更する行為にあつては、掘削、盛土、切土その他の行為の種類及び掘削又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。
 - (2) 竹木の栽植又は伐採にあつては、竹木の種類及び数量を記載すること。
- 3 「行為の方法」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 機械を使用して土地の形状を変更する場合にあつては、その機械の種類、能力及び数を記載すること。
 - (2) 行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記すること。
- 4 許可を受けた事項の変更の許可にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(8) 法 28 条（政令 16 条の 3）の記載例

<法 28 条（政令 16 条の 3）の記載例>

様式（乙の 6）

(竹木の流送)		水系名及び河川名を明記すること。
1 河川の名称及び 流送区間	○○川水系 ○○川 ○km~○km~	
2 流送する竹木の 種類及び数量	木： 長さ○m 太さ○m ○本	
3 流送の方法	船で引航	
4 流送の期間	許可の日から○年○月○日まで	
5 着地点における 竹木の収集の方法	○○地点（○km）に集め、車で引き揚げ○○ 地点へ移送する。	

備 考

- 1 「竹木の種類及び数量」については、竹木をその長さ及び太さごとに分類し、その分類ごとの数量を記載すること。
- 2 許可を受けた事項の変更の許可にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(9) 法 29 条（政令 16 条の 8 第 1 項第 1 号及び第 2 号）の記載例

<法 29 条（政令 16 条の 8 第 1 項第 1 号）の記載例>

様式（乙の 7）

（物件の洗浄）		
1 河川の名称及び 洗浄の場所	〇〇川水系 〇〇川 〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇〇番地先	水系名及び河川名を明記すること。 地番又は地先まで明記すること なお、行為が左右岸にまたがる場合は、左右岸に分けて記入すること。
2 洗浄の目的		
3 洗浄する物件の 種類及び数量		
4 洗浄の期間	許可の日から〇年〇月〇日まで	

備 考

- 「物件の種類及び数量」については、土、汚物、染料その他の物件に付着しているものの態様ごとに分類し、その分類ごとの数量を記載すること。
- 許可を受けた事項の変更の許可にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(10) 法 29 条（政令 16 条の 8 第 1 項第 2 号）の記載例

<法 29 条（政令 16 条の 8 第 1 項第 2 号）の記載例>

様式（乙の 8）

（物件の堆積又は設置）		
1 河川の名称及び堆積 又は設置の場所	〇〇川水系 〇〇川 〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇〇番地先	水系名及び河川名を明記すること。 地番又は地先まで明記すること なお、行為が左右岸にまたがる場合は、左右岸に分けて記入すること。
2 堆積又は設置の目的		
3 物件の種類及び数量		
4 堆積又は設置の期間	許可の日から〇年〇月〇日まで	
5 堆積又は設置に係る 土地の面積		
6 洪水又は高潮のおそ れがある場合におけ る措置		

備 考

- 許可を受けた事項の変更の許可にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(11) 法 29 条（政令 16 条の 5）の記載例

<法 29 条（政令 16 条の 5）の記載例>

汚 水 排 出 届 出 書	
令和 年 月 日	
青森県知事 殿	
届出人：住所 氏名	
(印)	
河川法施行令第 16 条の 5 の規定により、次のとおり届け出ます。	
1	汚水を排出しようとする河川の種類及び名称
2	汚水を排出しようとする場所
3	汚水の排出の方法及び期間
4	排出しようとする汚水の量
5	排出しようとする汚水の水質
6	排出しようとする汚水の処理の方法

備 考

- 1 届出人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 「汚水を排出しようとする場所」については、排出口の所在地及び河川の左右岸の別を記載すること。
- 4 「汚水の排出の方法及び期間」については、ポンプ排出又は自然排出の別、排出口の構造の概要並びに排出の開始及び終了の時期を記載すること。
- 5 「排出しようとする汚水の量」については、日量及び時間量を記載すること。
- 6 「排出しようとする汚水の水質」については、生物化学的酸素要求量、水素イオン濃度、浮遊物質量その他の項目ごとに平均値及び最大値を記載すること。ただし、その他の項目については、汚水の種類に応じ必要な範囲で記載すれば足りる。
- 7 「排出しようとする汚水の処理の方法」については、活性汚泥法、標準散水濾床法、沈殿法等の処理の方法及びこれらの方法に応じて設置する沈殿池、エアレーションタンク、中和槽、油脂分離槽等の施設の名称、数量等を記載すること。

(12) 法30条(省令19条)の記載例

<法30条(省令19条)の記載例>

<p style="margin: 0;">完 成 検 査 申 請 書</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">青森県知事 殿</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">申請者：住所 氏名 印</p> <p style="margin: 0;">別紙のとおり、河川法第30条の完成検査を申請します。</p>	
---	--

(別紙)

1	河川の名称	〇〇川水系 〇〇川	水系名及び河川名を明記すること。
2	場 所	〇〇市〇丁目〇番地先	地番又は地先まで明記すること
3	工作物の名称又は種類	〇〇樋門	
4	工作物の構造又は能力	樋門本体コンクリート造 〇m×〇m 延長〇m 最大排水量〇m ³ /s	
5	工 期	許可の日から〇年〇月〇日まで (同意の日から〇年〇月〇日まで)	国等の場合
6	着工年月日	〇年〇月〇日	
7	竣工年月日	〇年〇月〇日	
8	工作物の使用 開始予定	〇年〇月〇日	

(13) 法 31 条の記載例

<法 31 条の記載例>

用 途 廃 止 届	
令和 年 月 日	
青森県知事 殿	
届出人：住所 氏名 印	
令和〇年〇月〇日付け指令第〇〇号で許可（同意）を受けた〇〇については、下記のとおり用途を廃止したので、河川法第31条第1項の規定に基づき、届け出ます。	
1 河川の名称	〇〇川水系 〇〇川
2 工作物の名称又は種類	〇〇樋門
3 場 所	〇〇市〇丁目〇番地先 ← 地番又は地先まで明記すること
4 廃止年月日	〇年〇月〇日
5 廃止理由	

(14) 法 33 条の記載例

<法 33 条の記載例>

地 位 承 継 届	
令和 年 月 日	
青森県知事 殿	
届出人：住所 氏名	
河川法第 33 条の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 河川 の 名 称	〇〇川水系 〇〇川
2 被承継人 住 所	〇〇市〇丁目〇番地先
氏 名	〇〇〇〇
3 承継の年月日	〇年〇月〇日
4 承継に関する事実	←
5 許可の年月日及び番号	〇年〇月〇日指令第〇〇号
6 許可の内容及び条件の概要	

届出人又は被承継人が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

「承継に関する事実」の記載については、承継の原因及び承継した地位の内容を詳細に記載すること。

(15) 法 34 条の記載例

<法 34 条の記載例>

権 利 譲 渡 承 認 申 請 書	
令和 年 月 日	
青森県知事 殿	
申請者：譲り渡そうとする者 住所 氏名	
譲り受けようとする者 住所 氏名	
次のとおり河川法第 34 条の承認を申請します。	
1 河川 の 名 称	〇〇川水系 〇〇川
2 譲渡しようとする権利の内容	
3 許可の年月日及び番号	〇年〇月〇日指令第〇〇号
4 許可の内容及び条件の概要	

申請者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

(16) 許可条件に基づく着手届及び完成検査申請の記載例

<許可条件に基づく着手届の記載例>

令和 年 月 日	
青森県知事 殿	
住所	
氏名	(印)
〇〇橋に関する工事着手について	
標記について、令和〇年〇月〇日付け指令第〇〇号で許可（同意）を受けました〇〇橋について、許可（同意）条件第〇項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。	
記	
1 河川の名称	〇〇川水系 〇〇川
2 場 所	〇〇市〇丁目〇番地先
3 工作物の名称又は種類	〇〇橋
4 工 期	許可の日から〇年〇月〇日まで
5 着手年月日	〇年〇月〇日
6 工事の実施方法	請負（施行業者〇〇建設㈱）
7 添付書類	位置図、工事工程表

<許可条件に基づく完成検査申請の記載例>

令和 年 月 日	
青森県知事 殿	
住所	
氏名	(印)
〇〇橋に関する工事の完成検査について	
標記について、令和〇年〇月〇日付け指令第〇〇号の許可（同意）条件第〇項の規定に基づき、下記について完成検査を申請します。	
記	
1 河川の名称	〇〇川水系 〇〇川
2 場 所	〇〇市〇丁目〇番地先
3 工作物の名称又は種類	〇〇橋
4 工 期	許可の日から〇年〇月〇日まで
5 着手年月日	〇年〇月〇日
6 竣工年月日	〇年〇月〇日
7 工作物の使用 開始予定	〇年〇月〇日
8 添付書類	竣工写真、工事出来形図

(17) 河川流水等占用料減免申請書の記載例

<河川流水等占用料減免申請書の記載例>

令和 年 月 日	
青森県知事 殿	
申請者 住所 氏名	(印)
河川流水占用料等減免申請書	
下記のとおり流水占用料等の減免を受けたいので、青森県河川流水占用料等徴収条例施行規則第3条の規定により申請します。	
記	
1 免除に係る流水の占用、土地の占用又は土石等の採取の内容	← 占用許可申請書等との目的と一致させること。
(1) 目的	←
(2) 場所 ○○市○丁目○番地先	← 地番又は地先まで明記すること
(3) 占用面積又は採取量	
(4) 占用又は採取の期間 許可の日から○年○月○日まで	
2 免除を受けようとする額及びその理由	← 占用料の全額を減所を受けようとする場合は、「全額」と記載すること。
全額。	
○○の建設のため使用するものであり、営利を目的とするものではなく、公益・公共性が高いものであるため	← 非営利であること、公益、公共性がある事業のために占用することが判るように記載すること。
3 その他参考となる事項	

(18) 河川法第26条第1項に係る申請書の「目的」及び「工作物の名称又は種類」の記載例

河川法第26条第1項に係る申請書の「目的」及び「工作物の名称又は種類」の記載例

目的	名称又は種類	構造又は能力(概略)
道路	国県市町村道〇〇線	幅員〇m 延長〇m コンクリート舗装〇m ² 側溝L型〇m ガードレール延長〇m
	国県市町村道〇〇線〇〇橋	〇〇橋 幅員〇m 橋長〇m 上部工〇〇式 下部工 橋台〇〇式 橋脚〇〇式〇基
鉄道	〇〇線〇〇橋梁	〇〇橋 幅員〇m 橋長〇m 上部工〇〇式 下部工 橋台〇〇式 橋脚〇〇式〇基
送電	〇〇送電線(〇〇橋添架)	〇〇線 〇条 延長〇m 鉄塔 高さ〇m 〇基
通信	電柱・支柱・支線 通信ケーブル〇〇線 (〇〇橋添架)	コンクリート本柱〇本 支柱〇本 支線〇条〇m 〇〇線 〇条 延長〇m
雨水・汚水排水	〇〇樋門	樋門本体 コンクリート造 〇m×〇m 延長〇m 最大排水量〇m ³ /s
	〇〇樋管	樋管本体 鉄筋コンクリート造 外径〇m 全面コンクリート巻立延長〇m 最大排水量〇m ³ /s
上水道	〇〇水路	鉄筋コンクリート造 〇m×〇m 延長〇m
下水道	上水道配水管	鑄鉄管 外径〇m 延長〇m
	下水道配水管	鉄筋コンクリート管 外径〇m 延長〇m
	公共下水道函渠	} 鉄筋コンクリート造 〇m×〇m 延長〇m
	〇〇幹線	
	〇〇横断サイホン	
	〇〇河底横過トンネル	
ガス供給	ガス配管	ガス管 外径〇m 延長〇m
交通対策	交通信号機	コンクリート柱φ〇m 高さ〇m 〇本
	安全標識	鋼製柱φ〇m 高さ〇m 〇本 感知式
	カーブミラー	鋼製柱φ〇m 高さ〇m 〇本
標識	案内表示板	鋼製柱φ〇m 高さ〇m 〇本
水防	〇〇水防倉庫	木造トタン葺き平屋建 建面積〇m ²
	水防用資材置場	コンクリート枠〇m×〇m 〇m ² 土量〇m ³
通路	進入路	幅〇m 延長〇m コンクリート擁壁〇m アスファルト舗装〇m ²
	坂路	幅〇m 延長〇m 堤体保護工 コンクリート壁〇m アスファルト舗装〇m ²
	階段	コンクリート造 幅〇m 延長〇m 法面保護工 コンクリートブロック〇m ²
測量	測量基準点	金属標 〇m×〇m×〇m 〇箇所
	測量水準点	金属標 〇m×〇m×〇m 〇箇所
保安	街路灯	鋼製柱φ〇m 〇w 〇本 支柱・支線〇m 〇本
	防護柵	ネットフェンス H=〇m 延長〇m

2.6 許可申請書の提出

(1) 提出部数

予備協議で河川管理者から技術的事項の了解が得られた後は、申請書類を整理し、各地域整備部用地課へ提出する。

(2) 提出部数

部数は、3部とする。(正1部、副1部：河川管理者、正1部：各地域整備部控え)

副本1部に許可書が添付され、各地域整備部用地課より申請者に返却される。

(3) 申請から許可までの処理期間

申請から許可までに必要となる標準的な期間は、30日程度である。許可までは工事に着手できないのはもちろんのこと、書類の修正、追加などの修正に要する日数は上記期間に含まれないため、申請に当たっては十分な時間的余裕(1.5~2ヶ月程度)をもって提出すること。

(4) 予備協議満了から3年経過した場合の申請

予備協議にて「申請してよい」となってから3年経過した案件については、改めて最初からの予備協議を行う。

これは、降雨量や水位データなどの状況変化や設計基準類の見直し等の理由による。

この時、河川条件や構造について、河川改修の有無や基準類に変更が無い場合は、協議の内容も当初通りが良いが、仮設対象水位を過去5年最高水位で決定している場合は、直近の5年で改めて算出することとなる。

第3章 予備協議

3.1 予備協議の進め方

予備協議が必要な場合は、申請者が来所又は送付した資料(電子データ)により、予備協議を行う。

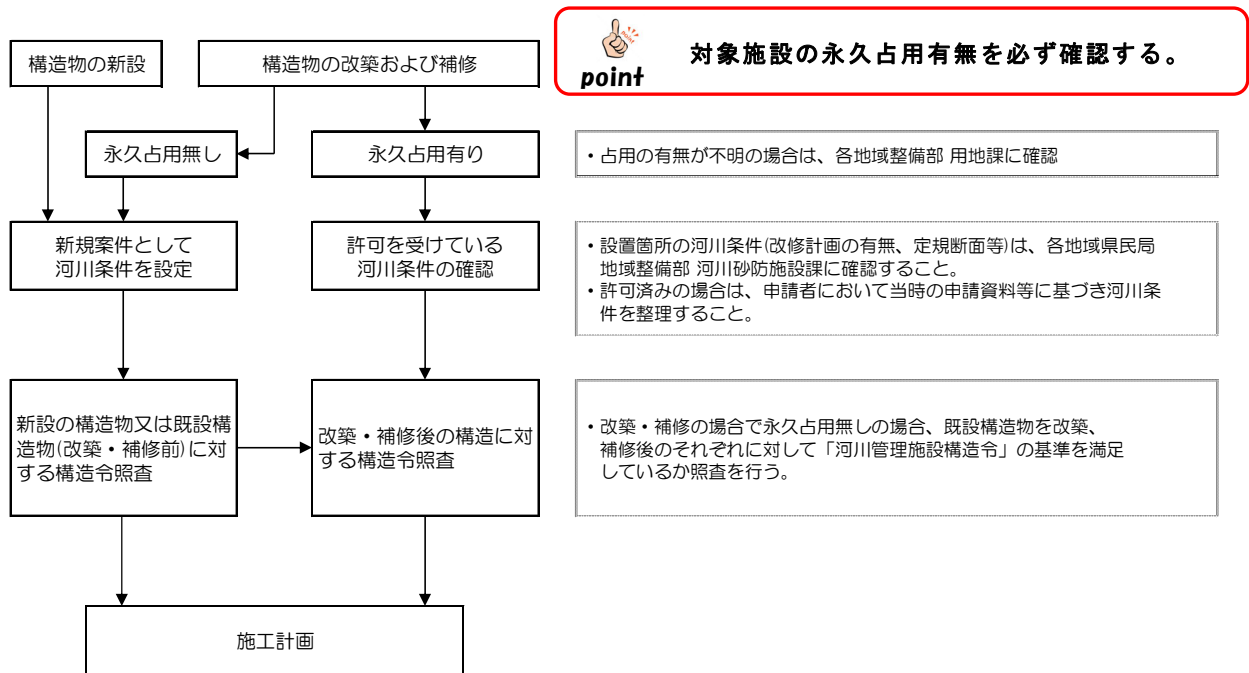


図 3-1 予備協議の簡易フロー

3.2 予備協議先

- ・ 申請案件が地域整備部決裁の場合 → 地域整備部 河川砂防施設課
- ・ 申請案件が青森県河川砂防課決裁の場合 → 青森県河川砂防課 企画・防災G
- ・ 申請案件が法23条関連の場合 → 青森県河川砂防課 ダムG

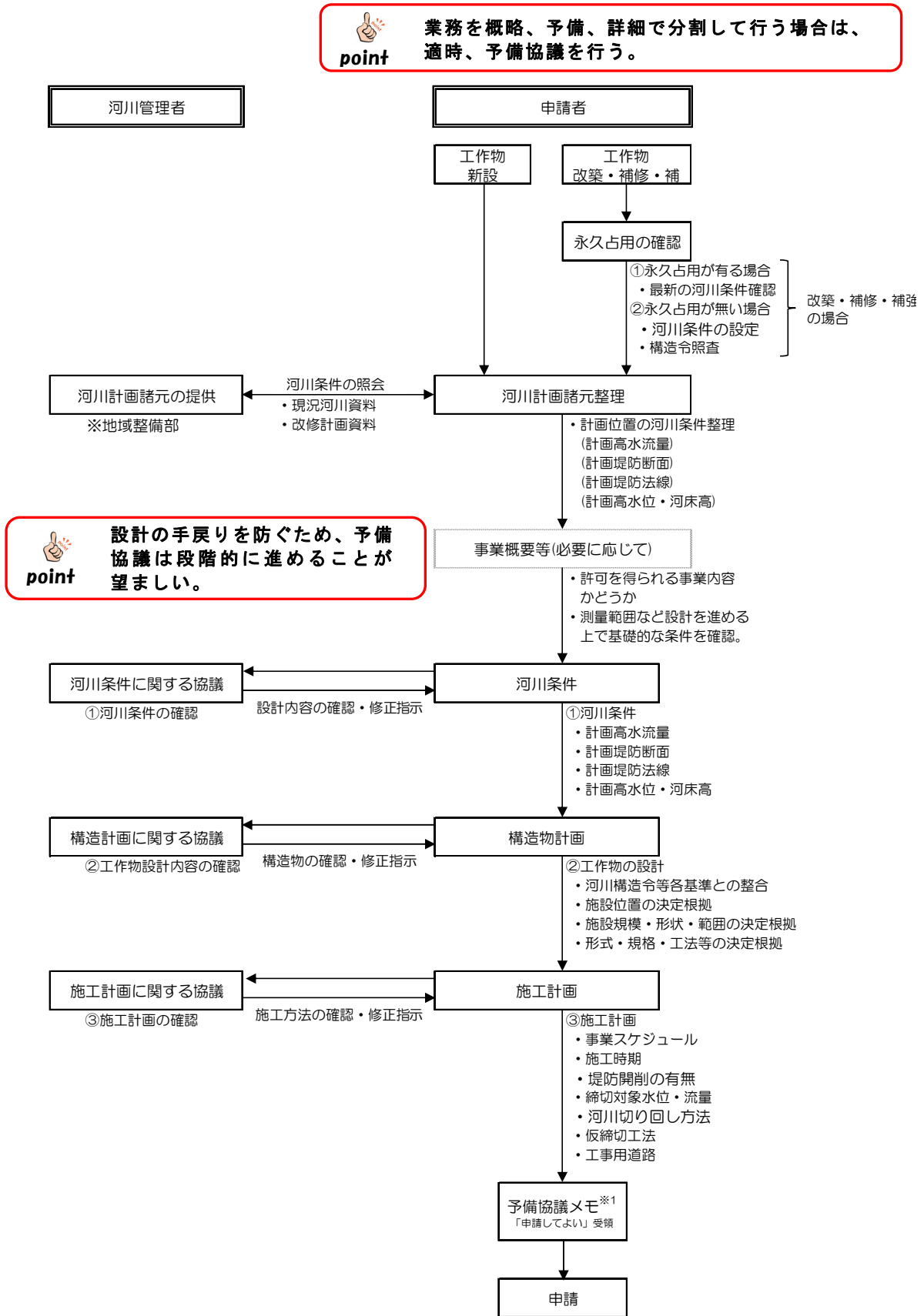


図 3-2 予備協議の手順フロー(例)

3.3 予備協議メモの作成

予備協議メモは、申請者からの協議事項とそれに対する審査者(河川砂防課企画・防災グループまたは各地域整備部河川砂防施設課)の指示及び了解事項について、申請者と審査者双方の共通認識のために作成するものである。

予備協議の実施に伴い、協議事項をまとめた予備協議メモを申請者が作成し提出する。(メモとして残さない担当者レベルのやり取りは、次回協議に向けた技術的助言であり、正式な予備協議として扱わない。)

予備協議メモ

(1/1)

事業名及び施設名	事業概要
事業名: 国道〇〇〇号橋梁補修事業 施設名: 〇〇〇橋 (河川名: 〇級河川 〇〇川)	・橋脚耐震補強工事 橋梁架替工事 (未占用)
協議事項	指示及び了解事項
①協議概要について	
②河川条件について	指示及び了解事項欄は、河川砂防課で内容を記載する。
[〇〇川改良工事全体計画書より]	
・計画高水流量: $Q=〇〇\text{m}^3/\text{s}$	
・河川計画断面(右図)	
・計画河床勾配: $i=1/〇〇$	
・粗度係数: $n=0.035$	
上記について、〇〇地域整備部河川砂防施設課に確認した。	
③構造令照査結果	・協議事項欄には、項目に対する結論(概要)を記載すること。
・〇〇の照査→満足している。	
・〇〇の照査→満足していない。	
④施工時期	・赤字の部分は、申請者が記載し協議に持参すること。
添付した工程表より、河道内での	
作業となることから、非出水期間内で実施したい。	
⑤施工時流量	
〇〇水位観測所の流量を用い比流量	
にて算出した。($Q=〇〇\text{m}^3/\text{s}$)	
協議年月日	第1回 令和 年 月 日
場所	河川砂防課
前回	令和 年 月 日
場所	河川砂防課
協議及び説明者	〇〇地域県民局地域整備部 : 青森県道路課 :
協議及び説明を受けた者	青森県河川砂防課 :

改築・補修の場合は、占用の有無を明記のこと。

申請者、審査者双方の合意による署名

協議事項については3年以上経過したものは再協議するものとする。

図 3-3 予備協議メモ様式

3.4 予備協議資料の作成

3.4.1 基本構成

これまで、許可申請書に添付する資料として予備協議資料の最終版を添付することとしていたが、許可申請時に本申請書類と予備協議資料に重複する資料があり、煩雑となっている。よって、予備協議資料の基本構成として許可申請に提出する下記項目について整理する。(2.2.1 参照)

- (1) 事業計画概要書
- (2) 変更理由書
- (3) 位置図
- (4) 現況写真
- (5) 河川図面
- (6) 工作物の図面
- (7) 工事の実施方法を記載した資料(河川条件、構造令照査、施工計画、仮設計画)
- (8) 工事工程表
- (9) 河川占用許可書(永久占用を取得している場合)

※上記資料に、許可申請書類チェックリスト、許可申請書、公図転写図、丈量図、その他必要書類を添付することで、許可申請書として提出可能。

※予備協議を複数回行う場合は、基本的に(1)～(8)の項目を整理するのが望ましいが、予備協議の内容(段階)に応じて必要な項目のみの整理でもよい。

※過去の予備協議メモは全て添付すること。(協議資料は不要)

- (1) 事業計画概要書
申請に係る事業の計画概要を具体的に記載し添付する。(様式は任意)
- (2) 変更理由書
変更となった理由を詳細に説明すること。(様式は任意)
- (3) 位置図
位置図は、河川改修状況等を把握できるよう「青森県河川台帳図」等を位置図として利用するのが望ましい。
- (4) 現況写真
構造物及び計画位置の周辺状況や河道状況が分かる写真を整理する。
- (5) 河川図面
河川の図面には、河川の計画を明記する。
縦断面図：計画河床、HWL、計画堤防高
平面図：計画法線は必須。その他の計画(築堤、護岸、河床等についても極力記載)
横断面図：定規断面

(6) 工作物の図面(主要構造物及び仮設構造物、河川管理施設)

新設及び改築又は除却する構造物の構造図と仮設構造物の図面を添付する。また、工事に伴い影響する河川管理施設が有る場合は、施設の構造図を添付する。(設計途中で検討段階であれば、ある程度の仕様、形状が分かるもので良い。)

一般図の側面図に河川の定規断面を重ねる。(下図参照)

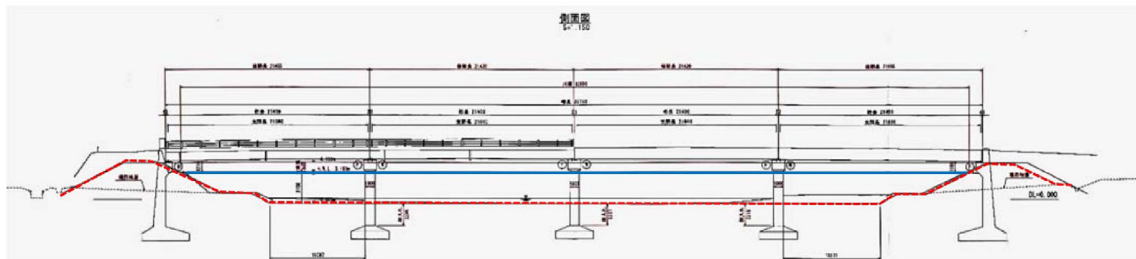


図 3-4 側面図

未占用の構造物で、補修に合わせて永久占用を申請する際にも定規断面を重ねた一般図を作成する。

(7) 工事の実施方法を記載した書類

工事の実施方法を記載した書類として、下記の資料を整理する。

- 1) 予備協議メモ(複数回の場合は全回分添付)
- 2) 河川条件
- 3) 構造令照査
- 4) 施工計画
- 5) 仮設計画(仮設対象水位の根拠含む)

(8) 工事工程表

工程表は施工時期(出水期・非出水期)、河川占用期間(実際に工事する期間)が確認できるように作成する。

青森県では非出水期間を、11月1日～3月31日としているが、近年の気候状況から、3月上旬より融雪による水位上昇が見られている。

3月は仮設の撤去及び後片付けとすることを基本とし河道内の作業を行わないよう努めること。

(9) 永久占用の有無

永久占用の有無を各地域整備部用地課に確認し、永久占用が有りの場合は、初回の予備協議時に、河川占用許可書(写し又は更新時の許可書でも可)を提示する。

3.4.2 工事の実施方法を記載した資料作成時の留意事項

(1) 予備協議メモ(複数回実施している場合は全回分添付)

申請者からの協議事項とそれに対する審査者(河川砂防課企画・防災グループまたは各地域整備部河川砂防施設課)の指示及び了解事項について、申請者と審査者双方の共通認識のために作成するものである。

(2) 河川条件(計画流量、計画断面、計画縦断)

1) 改修計画が有る場合の河川条件：

各地域整備部の河川砂防施設課に確認し資料を収集する。改修計画資料(改修計画がある場合)、計画流量、計画平面図、計画縦横断面図などの計画諸元の資料を収集する。

2) 改修計画が無い場合の河川条件：

河川改修計画が無い(または改修されていない)場合の流量規模は、上下流一連区間の状況を踏まえて定めることを基本とし、現況流下能力を下回らないこととする。

なお、申請箇所の上流で河川計画が有る場合や付近に許可済みの工作物がある場合は、河川条件を参考と出来ることも想定されるため、このような状況が確認出来る箇所では、河川管理者と協議の上、河川条件を定めること。



point

河川改修計画の有無は、各地域県民局地域整備部 河川砂防施設課への聞き取りや「青森県河川台帳図」等で確認する。

〈手順〉

- ① 工作物設置箇所の上流 200m 区間について、縦横断測量を実施。(50m ピッチを基本とし、その他断面変化点やその他河川構造物の断面も必要。判断に迷う場合は、河川管理者に相談すること。)
- ② 各測点の現況流下能力を算出(余裕高分は除く)。
- ③ 一連区間の現況流下能力や川幅等を基に、計画流量を決定。
(例えば一つの考え方として、新規工作物の場合、一連区間の最大流量又は最大の川幅(局所的な断面を除く)を基に設定すれば、工作物が河川管理上の支障となることは無い。)
- ④ 計画流量から、計画断面(川幅、水深、余裕高、勾配)を決定。
- ⑤ 決定した計画断面を各測点に記載し、現況断面との確認をする。

(3) 構造令照査

改築・補修の場合で永久占用無しの場合、既設構造物を改築、補修後のそれぞれに対して「河川管理施設構造令」の基準を満足しているか照査を行う。

(4) 施工計画

施工に際し、事業スケジュール、施工時期、堤防開削の有無、河川切り回し方法、工事用道路などを整理する。

施工方法が段階施工になる場合、施工ステップ図を作成し、各施工段階に応じた施工時水位を設定、明記する。

(5) 仮設計画

施工時の流量を算出し仮締切時の水位を不等流計算にて算出する。不等流計算の結果は、河川縦断図、河川横断図に整理する。並びに、必要となる施工ヤードの根拠なども整理する。

また、工事箇所が築堤区間か掘込河道かを明確にした上で仮設計画を検討すること。詳細については第5章を参照されたい。

第4章 構造物計画におけるポイント

4.1 総則

ここでは、河川法第26条に基づく工作物の新設、改築の許可に際して、工作物の計画を行う際に、特に重要な項目をまとめたものである。

今までの河川協議事例が多い「橋梁」、「樋門」、「護岸」、「管渠」、「旧施設撤去」について明記した。

4.2 橋梁編

4.2.1 橋の方向

橋の方向は、河川と直角(洪水流の方向と直角)に設けることを基本とする。やむを得ず斜橋になる場合は、極力、 90° に近づけるように努力するものとし、 90° に出来ない理由を整理すること。



橋の斜角は、河川と直角(洪水流の方向と直角)に設けることを基本とする。

4.2.2 橋脚の形状及び方向

橋脚形状は原則、小判型とし設置方向は、流心方向と平行とする。

(やむを得ず、河川の合流点や湾曲部、または、洪水時の流向と低水路流心線が平行でない位置に架橋する場合や乱流河川などでは、円形断面とすることが出来るが、特に重要な河川にあつては、模型実験や流況解析を行い橋脚の形状、方向を定める。)

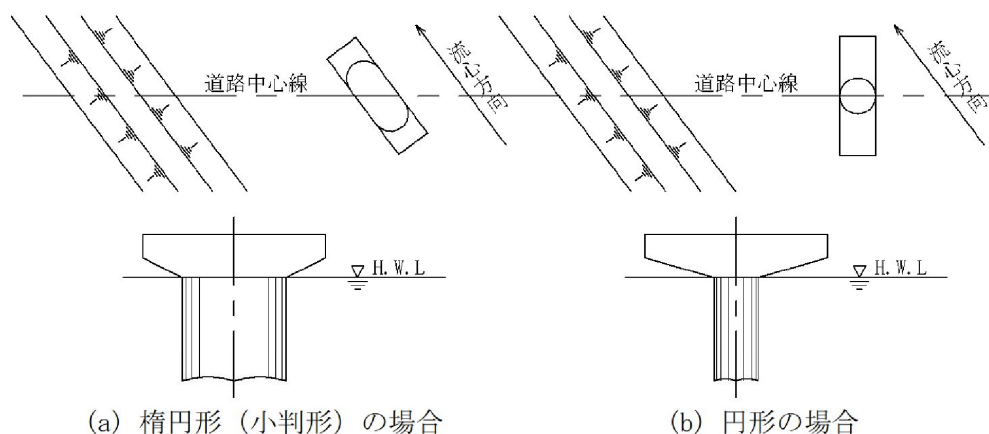


図 4-1 橋脚の形状と方向

[出典: 設計施工マニュアル(案)[道路橋編]p.1-6 東北地方整備局]



橋脚の形状は小判型、設置方向は、流心方向と平行が基本である。

4.2.3 橋脚の河積阻害率

河積阻害率は原則として5%以内を基本とする。また橋の構造上やむを得ず河積阻害率を超える場合であっても、6%以内を基本とする。

(経済的な理由で5%を超えることは認めない。やむを得ない場合*は、河川管理上支障が無いことがわかる理由を説明できるよう整理する。)

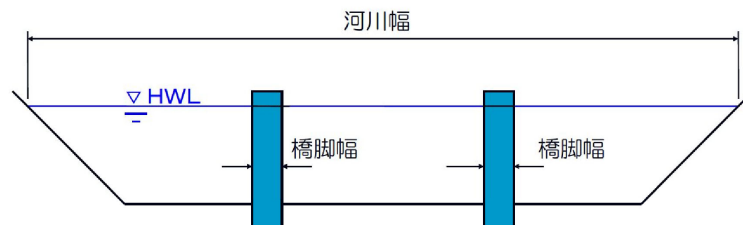


図 4-2 河川幅・橋脚幅のイメージ

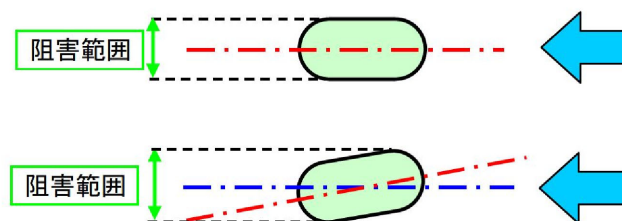


図 4-3 偏向角と阻害率

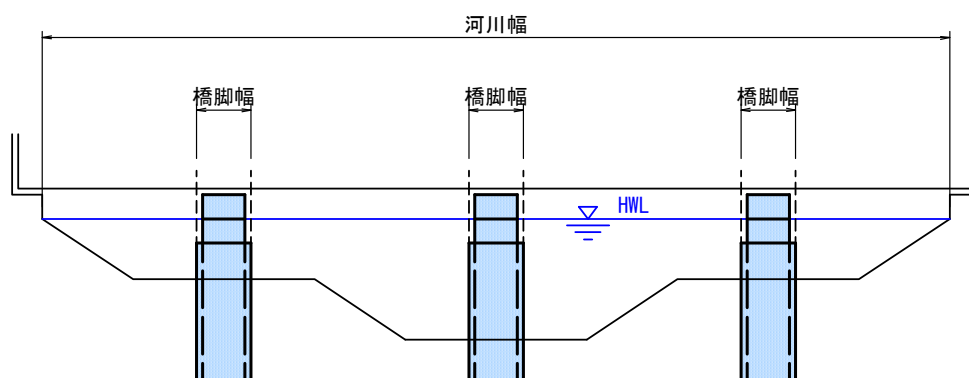


図 4-4 背水区間の阻害率算出イメージ

背水区間等で、橋脚幅が HWL よりも低い位置となる場合は、巻立後の幅を河川幅に投影して河積阻害率を算定する。

*やむを得ないとする判断は、河川管理者が行うものである。

橋脚柱天端と橋脚基部の幅が異なる橋脚は、河川砂防課と協議し阻害率を算定する。

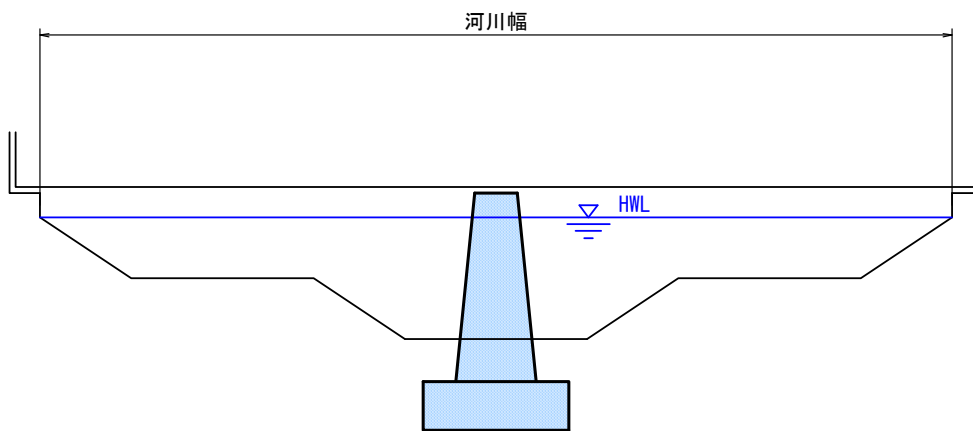


図 4-5 橋脚幅が変化している場合



point

阻害率は、原則 5% 以内を目標とする。

4.2.4 橋脚の根入れ

低水路に設置された橋脚の根入れは、計画河床または架橋位置前後の局所洗掘を考慮した最深河床のいずれか深い方の河床高から深さ 2m 以上を確保する。

高水敷に設置された橋脚は、計画高水敷または現況高水敷のいずれか低い方の高水敷高から 1m 以上を確保する。

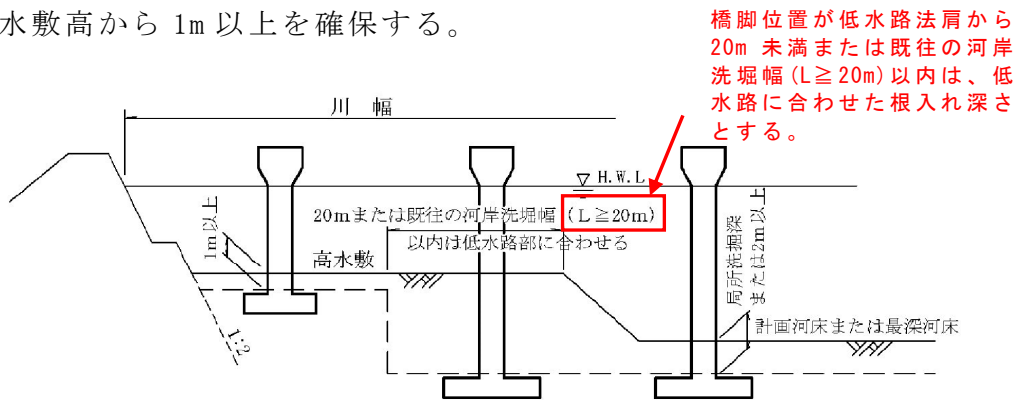


図 4-6 橋脚の根入れ

[出典：設計施工マニュアル(案)[道路橋編]p.1-17 東北地方整備局]

point 橋脚の根入れ深さは、高水敷部と低水路部で異なることに注意する。

4.2.5 橋脚の位置

橋脚の位置は、原則として河岸又は堤防ののり先及び低水路の河岸の法肩からそれぞれ 10m(計画高水流量が 500m³/s 未滿の河川にあっては 5m) 以上離すものとする。

やむを得ず河岸又は堤防ののり先又は低水路の河岸の法肩付近に設置せざるを得ない場合は、護床工又は高水敷保護工を設けるものとする。

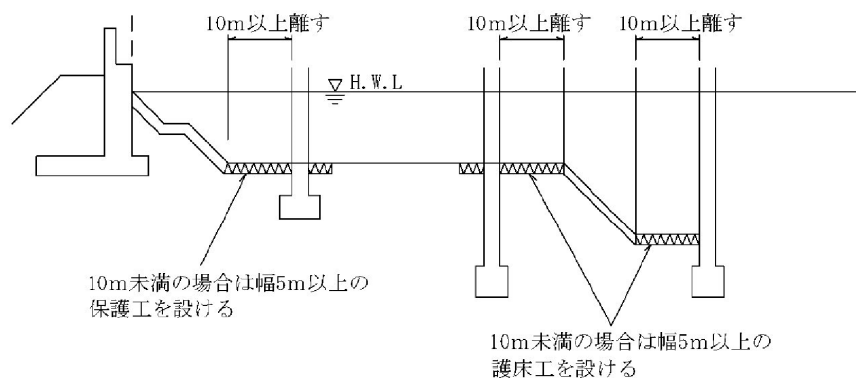


図 4-7 橋脚の位置

[出典：設計施工マニュアル(案)[道路橋編]p.1-18 東北地方整備局]

point 橋脚位置は、法先および法肩から規定以上の離隔を確保する。(離隔が確保されない場合は、護床工、高水敷保護工を設置する。)

4.2.6 径間長

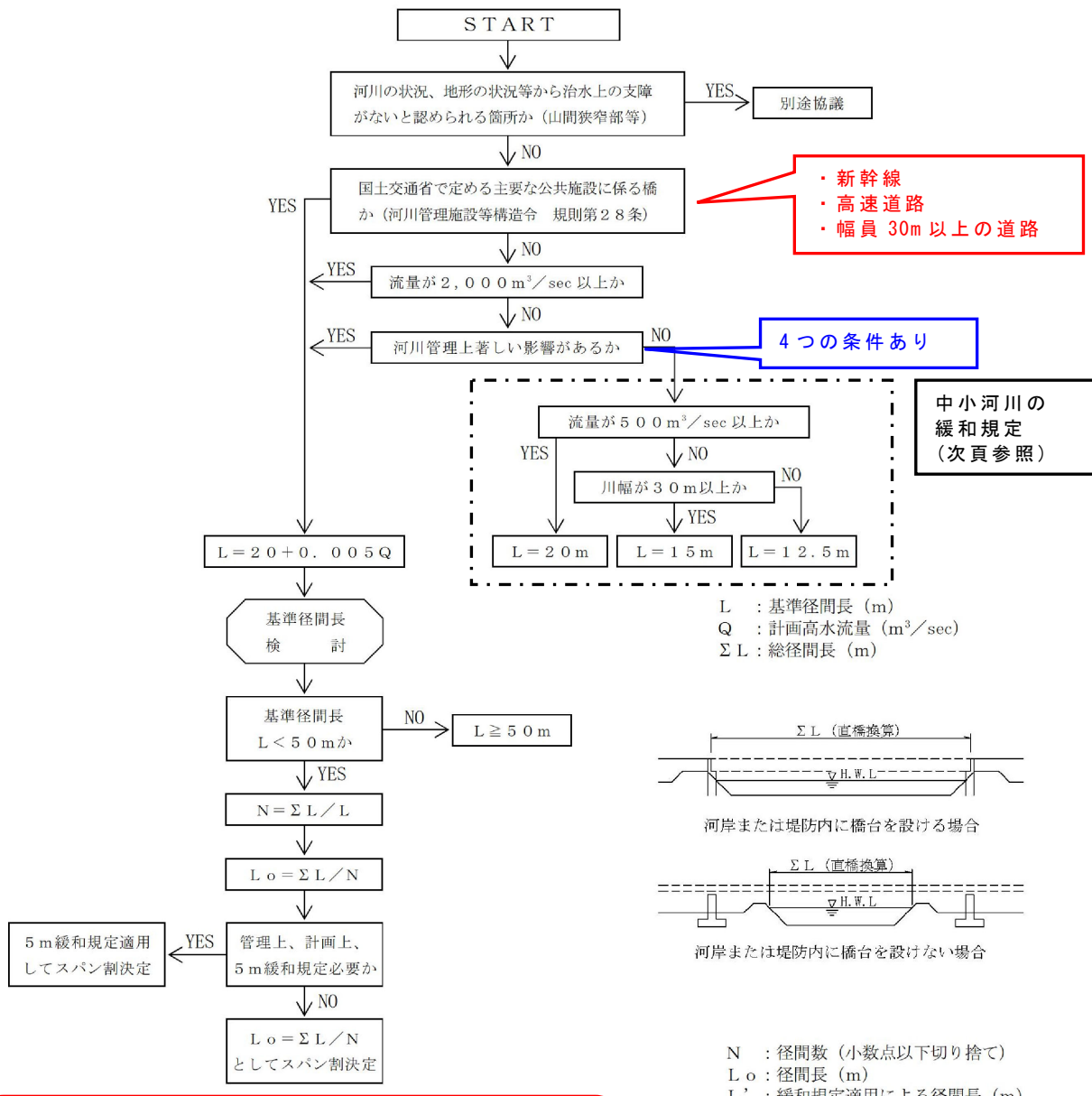
橋脚を河道内に設ける場合の橋脚の中心線間の距離は、山間狭窄部であること、河川の状況、地形の状況等により治水上の支障が無いと認められる場合を除き、下記の式によって得られる値(値が50mを超える場合においては50m)以上とするものとする。

$$L = 20 + 0.005Q$$

この式において、 L 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 径間長 (単位 メートル)

Q : 計画高水流量 (単位 1秒間につき立方メートル)



point 基準径間長は、 $L=20+0.005Q$ で決定する。中小河川の緩和規定全てに当てはまるものは、流量、河幅から、基準径間長を短くすることを河川管理者と協議の上、決定する。

【5m緩和の規定】
径間長 L_o が (1) (2) 式の両方を満足するときは、5m緩和規定を適用して $L' \geq L - 5$ (m) としてよい。
 $\Sigma L / L = N$ (小数点以下切り捨て)
 $\Sigma L / N = L_o$
 $L_o > L + 5.0$ (m) …… (1) 式
 $L' \geq L - 5.0$ (m) …… (2) 式
ただし
 $\Sigma L / (N + 1) = L' \geq 3.0$ (m)

[出典：設計施工マニュアル(案)[道路橋編]p.1-20 東北地方整備局]

図 4-8 径間長、径間数の決定フロー

○中小河川の緩和規定

下記の①～④を全て満たす場合に、緩和規定(河川管理上著しい支障を及ぼすおそれが無いと認められるとき)を適用することが可能である。

- ①橋脚が河岸又は堤防ののり先並びに低水路の法肩から 10m(計画高水流量が 500m³/s 未満の河川にあっては 5m)以上離れていること。ただし、局所洗掘などのおそれに対し、護岸の補強及び根固め工の設置など適切な措置が講ぜられるときはこの限りでないこと。

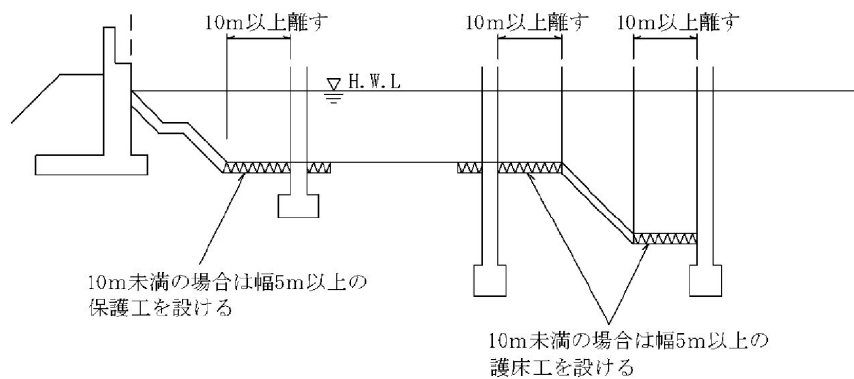


図 4-9 橋脚の位置

[出典：設計施工マニュアル(案)[道路橋編]p.1-18 東北地方整備局]

- ②橋脚の流心方向の長さが 30m 未満であること。
 ③橋脚は、パイルベント形式以外のものとし、河積阻害率は 5% 以下であること。

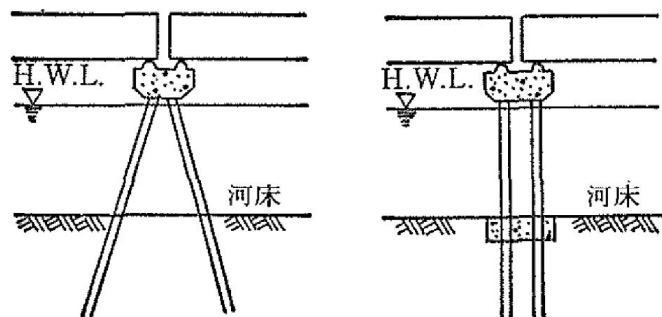


図 4-10 使用を禁じている橋脚のタイプ

[出典：解説・河川管理施設等構造令 p.298 日本河川協会]

- ④堤防の小段又は高水敷と橋げたとの間のクリアランスが 2m 未満の部分がある時は、それを無効河積としてもなお河道に必要な流下断面が確保されること。

4.2.7 近接橋の特則

- ・既設の橋等と近接橋との距離が基準径間長未満の場合は、近接橋の橋脚を既設の橋脚などの見通し線上に設ける。
- ・上下流の橋脚間の距離が基準径間長以上、かつ、川幅(200mを超える場合は200m)以内の場合は、近接橋の橋脚を既設の橋脚の見通し線上または既設の橋脚の見通し線上に設ける。
- ・上下流の橋脚間の距離が基準径間長以上あり、当該河川の川幅以上、又は200m以上離れている場合は、橋脚の位置に関する制限は特に必要ない。
- ・近接橋の特則は、既設橋の改築又は撤去が5年以内に行われることが予定されている場合は、適用されない。(この場合、実施計画が確定していることが必要であり、道路管理者の単なる意向表明だけでは、政令違反となる恐れがある。)

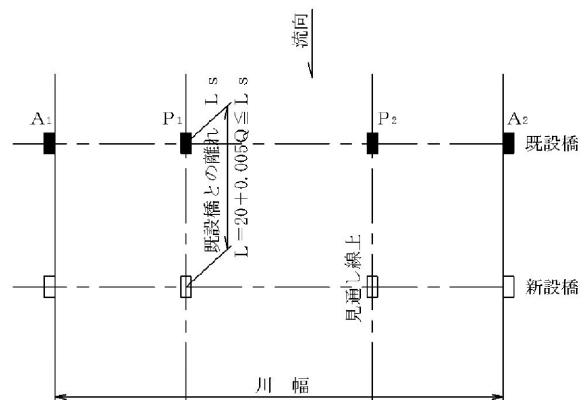


図 4-11 近接橋における橋脚の配置

[出典：設計施工マニュアル(案)[道路橋編]p.1-21 東北地方整備局]

4.2.8 桁下高

橋の桁下高は、計画高水位に計画高水流量に応じた余裕高を加えた値以上で、高潮区間にあつては計画高潮位を下回らず、その他の区間においては、当該地点における河川の両岸の堤防の表法肩を結ぶ線の高さを下回らない。

表 4-1 余裕高

計画高水流量 (単位1秒につき立方メートル)		計画高水位に加える値 (単位：メートル)
200未満		0.6
200以上	500未満	0.8
500以上	2,000未満	1.0
2,000以上	5,000未満	1.2
5,000以上	10,000未満	1.5
10,000以上		2.0

㊦) 背水区間または高潮区間における橋面の高さは、橋が横断する堤防の高さ以上とする。

[出典：設計施工マニュアル(案)[道路橋編]p.1-21 東北地方整備局]

橋の桁下高を照査する箇所は、河川の縦断勾配、橋の斜角を考慮し、最も上流端で確認を行う。(特に斜橋の場合は、橋の最上流端にて確認する。)

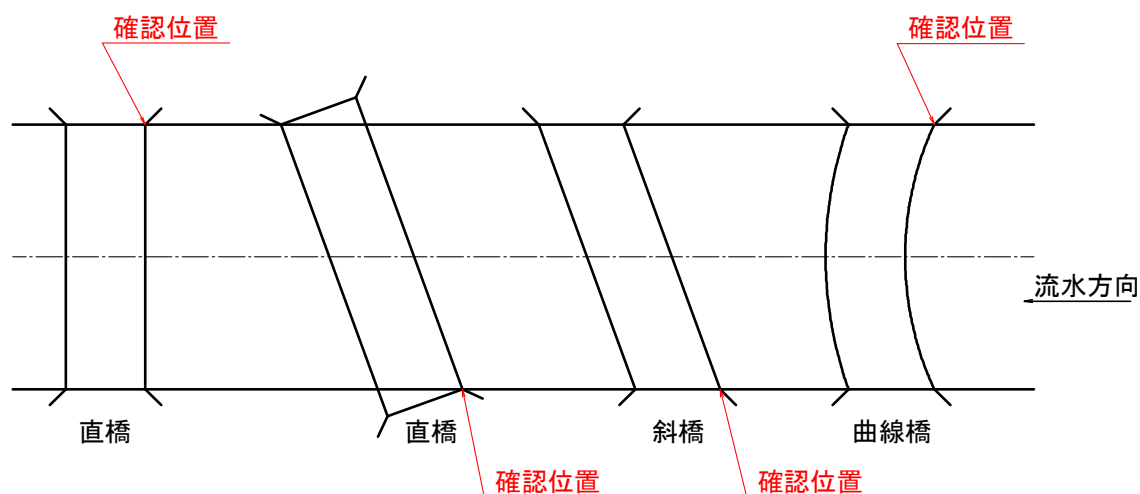

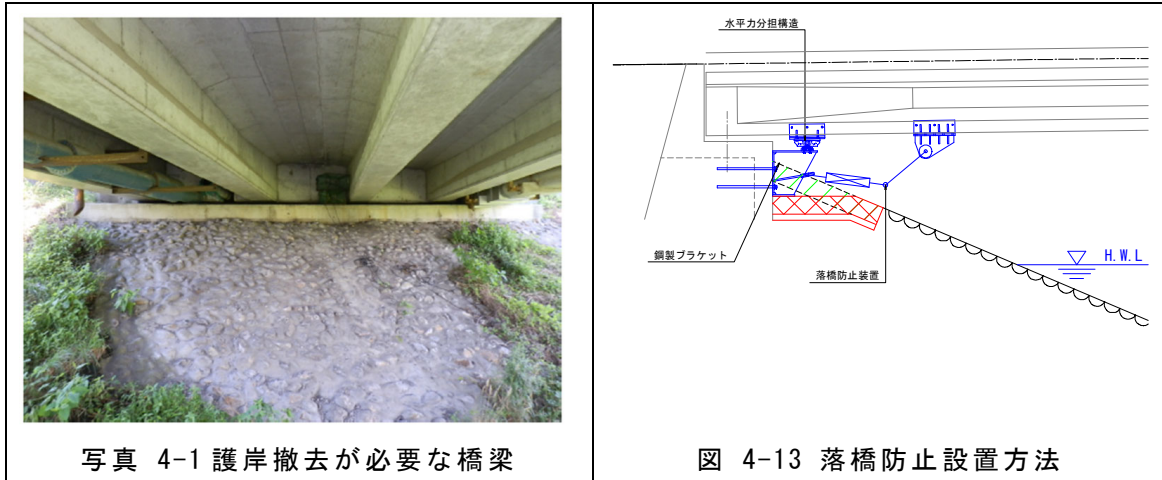


図 4-12 桁下余裕高照査位置

 **point** 桁下高は、水位が最も高くなる位置で照査する。

4.2.9 落橋防止装置の取付位置

既設橋台に落橋防止装置や水平力分担構造の設置が必要で、ブラケット取付位置と護岸が干渉する場合は、護岸の切欠きを許可する必要があるため、河川管理者に確認すること。



4.3 樋門編

4.3.1 樋門断面

- ・樋門断面は、基本的には内径 1m 以上でなければならない。ただし、樋管の長さが 5m 未満であって、かつ、堤内地盤高が計画高水位より高い場合においては、内径 30cm まで小さくすることができる。
- ・排水を目的とする樋門にあつては、支川の計画高水流量の流下を妨げず、函渠内の流速が接続する支川の流速に比べて著しく増減することがない函渠の内空断面を設定する必要がある。
- ・排水を目的とする樋門にあつては、支川の断面から樋管幅を設定し、計画高水流量を対象に樋管出口の限界水深を出発水位として樋管呑口の水深を不等流計算にて算出し、この水深に余裕高を見込み樋管の高さを決定する方法を原則とする。

4.3.2 基礎形式

- ・樋門の構造形式は、基礎地盤の残留沈下量及び基礎の特性等を考慮して選定を行い、杭（先端支持杭及び摩擦支持杭）基礎等の不同沈下により空洞化が生じやすい基礎形式を避け、柔構造樋門として設計を行う必要がある。なお、良質な地盤に支持され、沈下の影響を無視できる場合には、直接基礎の剛構造樋門を採用してもよい。
- ・杭（先端支持杭及び摩擦支持杭）基礎構造の樋門の新築・改築は禁止されているので注意を要する。また、既設の杭基礎構造の樋門に継ぎ足す場合には、その機会を捉えて空洞化の調査・対策を行ったうえで杭基礎以外の構造で継ぎ足すことが重要である。

4.4 護岸編

4.4.1 環境に配慮したコンクリートブロック

・県土整備部では、災害復旧工事における河川護岸に用いるコンクリートブロックについて、「美しい山河を守る災害復旧基本方針 H30.7」に基づいた規格・仕様を定めている。県管理区間の河川において護岸を設置する場合、図面の表記は下図の規格・仕様を参考として表記する。

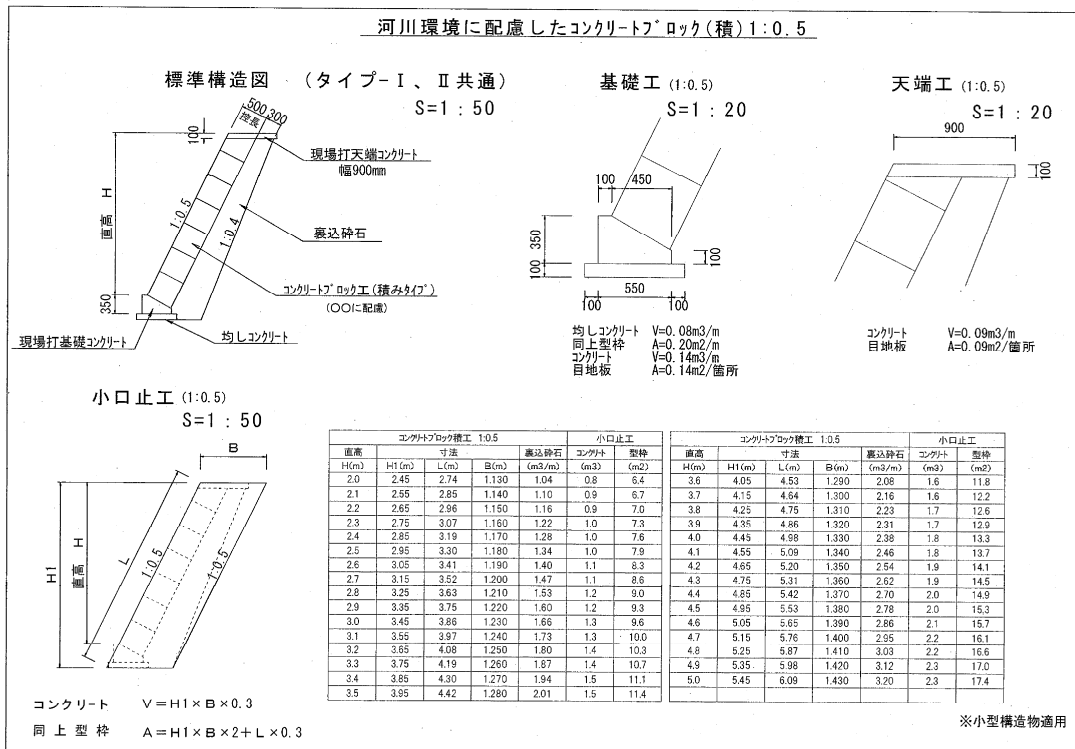


図 4-14 河川環境に配慮したブロック 1:0.5

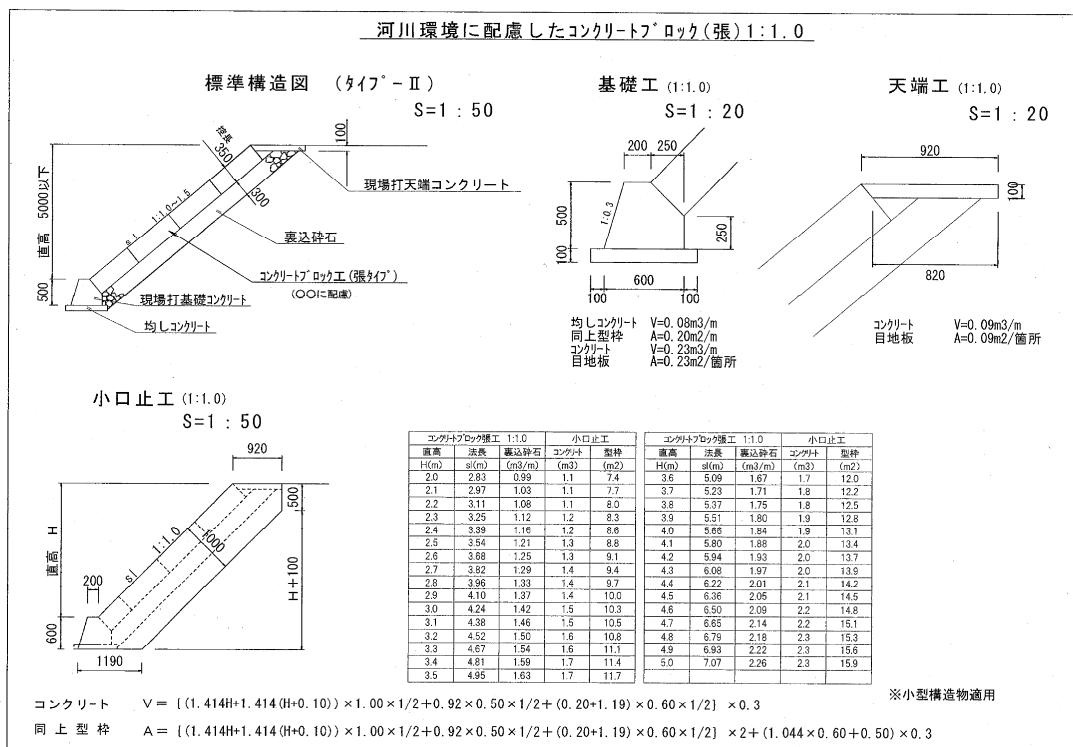
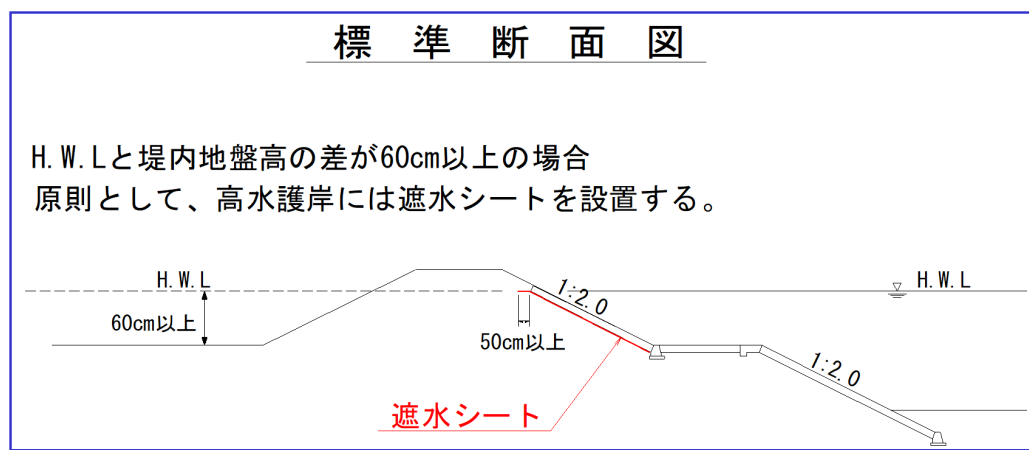


図 4-15 河川環境に配慮したブロック 1:1.0

4.4.2 護岸に設置する遮水シートについて

- ◎ H.W.Lと堤内地盤高の差が60cm以上ある時は、原則として、護岸には遮水シートを設置する。



- 下記の場合は、遮水シートを設置しなくてもよいものとする。
 - ・堤体材料の特性が明らかで、浸透水による影響がないと判断される場合
 - ・法枠ブロック等で裏込コンクリート施工し、水密性が確保されている場合

【参考】設計施工マニュアル（案）〔河川編・道路編〕

平成15年4月 東北地方整備局

2-7-3 遮水シートの設置基準等

- (1) 遮水シートは原則としてH.W.Lより堤内地盤が低い場合に設置する。但し、H.W.Lと堤内地盤高の差が60cm以下の場合は設置しない。
- (2) 設置する箇所はH.W.Lと堤内地盤高の範囲を原則とするが、1つの法面に設置要・不要箇所がある場合は当該法面全面に設置する。
- (3) 設置の必要な護岸は、高水護岸でコンクリートブロック張及び連節ブロック構造のものとする。

1-2-29

補足

条件護岸

- ・カゴ・・・・・・・・ 不可
- ・石（空）・・・・ 不可
- ・連節ブロック（大型連節ブロック含む）・・ 不可

図 4-16 護岸に設置する遮水シートについて

4.5 管渠編

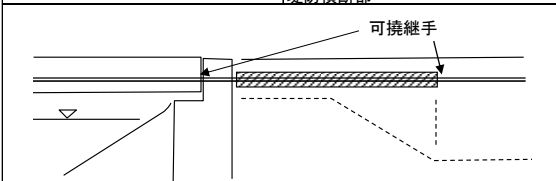
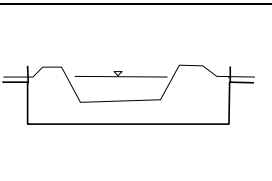
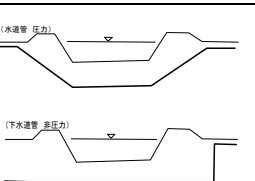
4.5.1 河川区域内の管渠の取り扱い

- ・河川の縦断方向に設置（占用）しないことを基本とする。ただし下記条件を満足すれば設置できる場合がある。
 - ①縦断方向に設置（占用）する以外に方法がない場合。
 - ②河川改修済みの区間または河川管理用通路部分が市町村道として認定されている区間において定規断面外（掘込河道にあっては堤防地盤線外）に設置する場合。
 - ③堤防のかさ上げ、拡幅時に施工した堤防の余盛部分で築造後3年以上経過しており、今後沈下が見込まれない場合。

4.5.2 河川区域内の圧力管の取り扱い

- ・圧力管は、損傷した場合には堤防の損傷や河川水の汚染を引き起こす恐れがあるため、二重鞘管構造とするなど対策を講ずる必要がある。
- ・圧力管であっても、水道管等の橋梁添架部は、河川損傷及び河川水汚染の恐れがないため上記対策の必要は無いものとする。

表 4-2 圧力管の運用表(参考)

河川形態	橋梁添架		伏せ越し	河底横過
	添架部	堤防横断面部		
河川形態				
水道(圧力管)	不要 (水質汚濁 無) (河川損傷 無)	必要 (水質汚濁 無) (河川損傷 有)	-	必要 (水質汚濁 無) (河川損傷 有)
下水道	必要(圧力管の場合) (水質汚濁 有) (河川損傷 無)	必要(圧力管の場合) (水質汚濁 有) (河川損傷 有)	-	必要(圧力管の場合)
農業用水	不要 (水質汚濁 無) (河川損傷 無)	必要(圧力管の場合) (水質汚濁 無) (河川損傷 有)	不要 (圧力管でない)	-
油	必要 (水質汚濁 有) (河川損傷 無)	必要 (水質汚濁 有) (河川損傷 有)	-	必要 (水質汚濁 有) (河川損傷 有)

鉄筋コンクリート及びそれに準じる構造 鉄筋コンクリート及びそれに準じる構造

- 着眼点
- ・河川施設に損傷をきたさないこと。
 - ・河川水の汚染を引き起こさないこと。
- 対策
- ・二重鞘管構造、あるいはコンクリート巻立てとする。
 - ・二重鞘管構造とする場合、鞘管は外圧、内圧に耐える構造とする。
 - ・管の構造が十分な強度を有するとともに、地震対策(継手構造等)や腐食対策が講じられている材料を使用する場合は、「河川にも使える材料である」資料を提示したうえで、使用材料及び巻立の要否について協議すること。

4.5.3 その他

- ・排水のための管渠で、ヒューム管等の二次製品を使用する場合は水密性確保のためコンクリート巻立てを行うこと。また、HWL時に外水が管渠を逆流し、背後地で浸水する恐れがある場合(築堤河川で HWL>背後地盤高の区間等)はフラップゲートを設置すること。

4.6 旧施設撤去編

旧施設撤去は、下記に準拠し範囲内に該当する工作物は基本的に全て撤去する。

- (1) 旧施設については完全撤去を原則とする。
- (2) 堤体内の工作物・堤体下面に空洞を有する工作物及び河道内に埋設された工作物は完全に撤去する。
- (3) 低水路及び低水路肩から20m間の高水敷部は、河川整備計画の計画断面又は最深河床包路線の低い方から-2m以上撤去する。
- (4) 高水敷部は、河川整備計画の計画断面又は現高水敷高の低い方から-1m以上撤去する。
- (5) 旧施設撤去後の復旧は、原則として河川整備計画の計画に合わせて護岸等を施工する。
- (6) 護岸設置範囲は、H. W. L位置の堤防開削幅以上の範囲で設置する。

[出典：許可工作物技術審査の手引き p.26-2 全国河川管理課長会議]

第5章 仮設計画に関する留意事項

5.1 施工時期

国土交通省の「仮締切堤設置基準(案)」(H26.12.11改訂)を基本とし、以下の通りとする。

- (1) 出水期※(4月1日～10月31日迄)は河道内の工事を基本的に認めない。但し、計画堤防高以上に足場を設置する等、計画断面外での工事であれば出水期施工は可能とする。
- (2) 初年度の非出水期(11月1日～3月31日迄)で終わらない場合は、次年度の非出水期での施工を検討する。分割施工が可能であれば、基本的に出水期施工は認めない。

上述(1)、(2)での施工が困難な場合は、河川法の趣旨を理解の上、河川管理者と協議すること。

※青森県では、融雪出水を含め4月1日から10月31日迄を「出水期」とする。

5.2 出水期施工の仮設

国土交通省の「仮締切堤設置基準(案)」(H26.12.11改訂)を基本とし、以下の通りとする。

(1) 仮締切の水位及び高さ

「堤防開削なし」の場合は、出水期の締切対象水位及び締切高は「過去5年の最高水位」とする。→基準4-2、4-3

(2) 仮締切の可否

「堤防開削なし」の場合は、締切後の河道において一連区間の現況流下能力を確保することが原則である。→基準5-2

具体的には、仮締切後の河道に対し不等流計算を実施し、計算水位が「現況堤防高－余裕高」を下回る場合に「現況流下能力が確保出来ている」とする。

計画対象流量は、整備済み河道であれば計画高水流量、未整備河道であれば一連区間の現況流下能力に相当する流量とする。

したがって、整備済みの河道では、断面に余裕がある箇所以外ではNGとなるので、その場合は、一連区間の堤防をかき上げる等して流下能力を確保することになる。なお、一連区間とは、上下流へ200mずつ程度と考えて良い。

(3) 橋梁上部工に設置する仮設足場(朝顔など)

橋梁上部工に設置する仮設足場は、計画堤防高(HWL+余裕高)以上に設置する場合は特に支障はない。

5.3 仮締切設置運用基準

国土交通省の「設計施工マニュアル(案)[河川編・道路編]」P.1-4-4を基本とし、下記の通りとする。

表 5-1 仮締切設置運用基準(案)

期 間	施 工 条 件	設計対象水位		余裕高	仮締切天端高	備 考
		期 間	水 位			
出水期	堤防開削を伴う場合 (原則指定仮設) (注1)	—	計画高水位 〔高潮区間では〕 計画高潮位	—	既設堤防高以上	・原則、鋼矢板二重締切工法。これによりがたい場合はこれと同等の安全度を有する構造とする。 ・仮締切設置後の断面で一連区間の現況流下能力が確保されていることを確認し、不足する場合は河道掘削、堤防嵩上げ等の対策を実施する。
	堤防開削を伴わない場合 (原則任意仮設) (注1)	過去5年	時刻最大水位 (注2)	—	設計対象水位	・仮締切設置後の断面で一連区間の現況流下能力を確保することを原則とし、不足する場合は適切な対策工を施すと伴に、出水期の水没に伴い周辺の河川管理施設等に被害を及ぼすことのないよう仮締切自体の構造に配慮する(注3)。 ・低水護岸工事等で仮締切天端高が現況高水敷高より高くなる場合は原則として現況高水敷高とする。
非出水期	堤防開削を伴う場合 (原則指定仮設) (注1)	—	①②のいずれか高い水位 ①非出水期間中の既往最高水位 ②既往最高水位または既往最大流量を仮締切設置後の河積で流下させるための水位	設計対象流量に対する令20条1項に定める余裕高	設計対象水位 + 余裕高	・仮締切設置後の断面で仮締切設計対象水位時の洪水流量に対する流下能力が一連区間において確保されていることを確認し、不足する場合は河道掘削、堤防嵩上げ等の対策を実施する(注3)。 ・既設堤防高が仮締切天端高より低い場合は既設堤防高とする。 ・構造については既設堤防高と同等以上の治水安全度を有する構造とする。
	堤防開削を伴わない場合 (原則任意仮設) (注1)	過去5年	工事施工期間の時刻最大水位 (注2)	—	設計対象水位	・仮締切設置後の断面で非出水期間中の最大流量に対する流下能力を一連区間において確保することを原則とし、不足する場合は適切な対策を施すと伴に、出水期の水没に伴い周辺の河川管理施設等に被害を及ぼすことのないよう仮締切自体の構造に配慮する。 ・低水護岸工事等で仮締切天端高が現況高水敷高より高くなる場合は原則として現況高水敷高とする。

注1：仮締切設置において、堤防開削を伴う場合は出水期、非出水期にかかわらず原則指定仮設とし、堤防開削を行わない場合は原則任意仮設とする。

注2：当該水位が5カ年で異常出水と判断される場合は過去10カ年の2位の水位を採用することができる。

注3：流下能力の算定は不等流計算等により行うことができるものとし、現況流下能力と比較して現況流下能力が確保されていることを確認する。ただし、現況流下能力が計画より大きい場合は、計画にて確認するものとする。

注4：この基準は一般的基準を示したもので、現地の状況等によりこれによるものが適当でない場合には治水上の安全を十分に考慮し、別途措置するものとする。

[出典：設計施工マニュアル(案)[河川編・道路編]P.1-4-5 東北地方整備局]

5.4 【参考資料】仮締切堤設置基準(案)

仮締切堤設置基準（案）

平成26年12月11日改定

1 目 的

河川区域及びその周辺で行われる工事において、その施工期間中における治水上の安全を確保するため、仮締切を設置する場合の基準を定めるものである。

また、出水期（融雪出水等のある地方ではその期間を含む）においては河道内の工事を行わないものとする。但し、施工期間等からやむを得ないと認められる場合は、治水上の安全を十分確保して実施するものとする。

※ここでいう治水上の安全を確保すべき対象は、堤内地及び既存の河川管理施設等のことである。

2 適用範囲

この基準は河川区域内及びその周辺で行われる工事に伴い設置する河川堤防にかかわる仮締切に適用する。

3 仮締切の設置

河川堤防にかかる仮締切は次の各号の一つに該当する場合に必ず設置するものとする。但し、堤防開削によって洪水または高潮被害の発生する危険が全く無い場合は除く。

(1) 河川堤防を全面開削する場合

(2) 河川堤防を部分開削するもののうち、堤防の機能が相当に低下する場合

※堤防の機能が相当に低下する場合とは設計対象水位（後述）に対して、必要な断面が確保されていない場合をいう。

4 仮締切の構造

4-1. 構造形式

(1) 堤防開削を行う場合

既設堤防と同等以上の治水の安全度を有する構造でなければならない。特に出水期間における仮締切は鋼矢板二重式工法によることを原則とし、地質等のために同工法によりがたい場合は、これと同等の安全度を有する構造とする。

なお、土堤による仮締切の場合は法覆工等による十分な補強を施し、かつ川裏に設けるものとする。但し、河状等から判断して流下能力を阻害しない場合であって、流勢を受けない箇所についてはこの限りではない。

異常出水等、設計対象水位を超過する出水に対しては、堤内地の状況等を踏まえ、応急対策を考慮した仮締切構造を検討する。

部分開削の場合は、仮締切の設置の他、設計対象水位に対して必要な堤防断面を確保する措置によることができる。

※ここでいう出水への対応策とは、台風の接近などによる河川水位の上昇に備え、仮

締切の上に土のうなど設置する対策をいう。

※設計対象水位（後述）

(1) 堤防開削を行わない場合

流水の通常的作用に対して十分安全な構造とすると共に、出水に伴い周辺の河川管理施設等に影響を及ぼさない構造とする。

4-2. 設計対象水位

(1) 堤防開削を伴う場合

- ① 出水期においては計画高水位（高潮区間にあたっては計画高潮位）とする。
- ② 非出水期においては非出水期間の既往最高水位または既往最大流量を仮締切設置後の河積で流下させるための水位のうちいずれか高い水位とする。但し、当該河川の特性や近年の出水傾向等を考慮して変更することができる。
なお、既往水文資料の乏しい河川においては、近隣の降雨資料等を勘案し、十分な安全な水位とすることができる。
- ③ 出水期、非出水期に係わらず、既設堤防高が①②より求められる水位より低い場合は、既設堤防高とすることができる。

(2) 堤防開削を伴わない場合

出水期、非出水期を問わず、工事施工期間の過去5ケ年間の時刻最大水位を目安とする。但し、当該水位が5ケ年間で異常出水と判断される場合は、過去10ケ年の2位の水位を採用することができるものとする。

なお、既往水文資料の乏しい河川においては、近隣の降雨資料等を勘案し、十分な安全な水位とすることができる。

4-3. 高さ

(1) 堤防開削を伴う場合

- ① 出水期においては既設堤防高以上とする。
- ② 非出水期においては設計対象水位相当流量に余裕高（河川管理施設等構造令第20条に定める値）を加えた高さ以上とし、背後地の状況、出水時の応急対策等を考慮して決定するものとする。但し、既設堤防高がこれより低くなる場合は既設堤防高とすることができる。

※ここでいう出水時の応急対策とは、台風接近時などに河川水位の上昇に備え、仮締切の上に土のうを設置するなどの対策をいう。

(2) 堤防開削を伴わない場合

出水期、非出水期を問わず4-2.(2)で定めた設計対象水位とする。但し、波浪等の影響等これによりがたい場合は、必要な高さとすることができる。

なお、本基準の目的に鑑み、上記により求めた高さを上回らない範囲で別途定めることができる。

4-4. 天端幅

(1) 堤防開削を伴う場合

仮締切の天端幅は河川管理施設等構造令第21条に定める値以上とする。但し、鋼矢板二重式工法による場合は大河川に於いては5m程度、その他の河川に於いては3m程度以上とするものとし、安定計算により決定するものとする。

(2) 堤防開削を伴わない場合

構造の安定上必要な値以上とするものとする。

4-5. 平面形状

仮締切の平面形状は流水の状況、流下能力等にできるだけ支障を及ぼさないものとする。

4-6. 取付位置

(1) 河川堤防にかわる仮締切

堤防開削天端(a-a')より仮締切内側迄の長さ(B)は、既設堤防天端巾または、仮締切堤の天端巾(A)のいずれか大きい方以上とする。

※仮締切の現況堤防との接続は矢板を現況堤防に嵌入させてもよい。但し嵌入させた場合は後述する**7 堤体の復旧**に従って矢板の引き抜きによる堤体のゆるみ及び基礎地盤のゆるみに対する補強対策を行うものとする。

5 流下能力の確保と周辺河川管理施設等への影響

5-1. 堤防開削を伴う場合

(1) 出水期

仮締切設置後の断面で一連区間の現況流下能力が確保されていることを確認し、不足する場合は河道掘削、堤防嵩上げ等の対策を実施するものとする。

(2) 非出水期

仮締切設置後の断面で4-2.(1)②で定める仮締切設計対象水位時の洪水流量に対する流下能力が一連区間において確保されていることを確認し、不足する場合は河道掘削、堤防嵩上げ等の対策を実施するものとする。

5-2. 堤防開削を伴わない場合

(1) 出水期

仮締切設置後の断面で一連区間の現況流下能力を確保することを原則とし、不足する場合は適切な対策工を施すと共に、出水期の水没に伴い周辺の河川管理施設等に被害を及ぼすことのないよう仮締切自体の構造に配慮することとする。

(2) 非出水期

仮締切設置後の断面で非出水期期間中の最大流量に対する流下能力を一連区間において確保することを原則とし、不足する場合は適切な対策を施すと共に、出水期の水没に伴い周辺の河川管理施設等に被害を及ぼすことのないよう仮締切自体の構造に配慮することとする。

※流下能力の算定は不等流計算等により行うことができる。

※出水の状況によっては仮締切周辺の河川管理施設等に被害を生じる場合があるため、必要に応じて対策を施す。

※堤内地盤高が各々の場合で想定される水位以上である場合はこの限りではない。

6 補 強

川表側の仮締切前面の河床及び仮締切取付部の上下流概ね $D = 2A$ の長さの法面は設計対象水位以上の高さまで鉄線蛇籠等で補強するものとする。

また、仮締切を川裏に設置する場合には、堤防開削部の法面は設計対象水位以上の高さまで鉄線蛇籠等により補強するものとする。

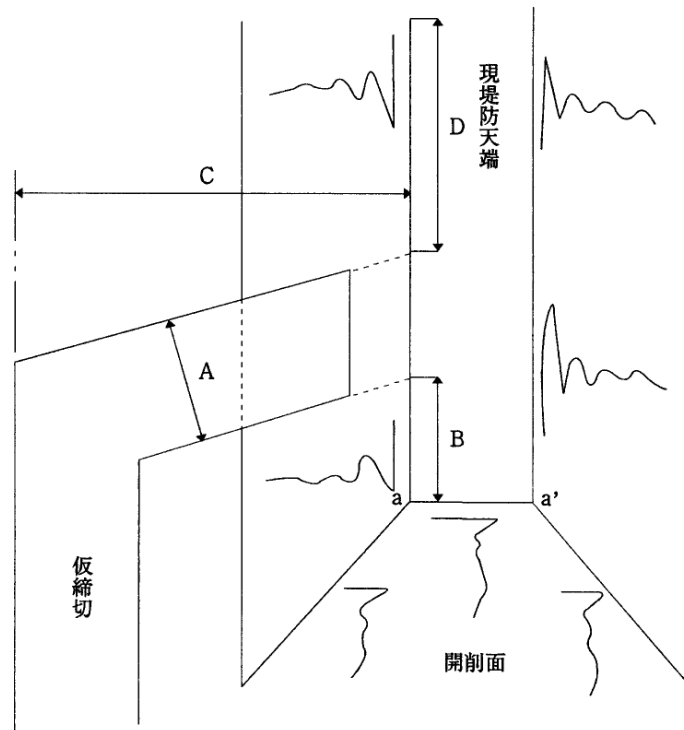
7 堤体の復旧

仮締切撤去後の堤体部は表土1m程度を良質土により置き換え、十分に締固め復旧すると共に、必要に応じて堤防及び基礎地盤の復旧も行うものとする。

なお、水衝部では川表側の法面は、ブロック張等で法覆を施すものとする。

8 その他

この基準は、一般的基準を示したものであり、異常出水や背後地の著しい変化等により、これによることが適当でない場合には治水上の安全を十分考慮し、別途措置するものとする。



5.5 その他留意事項

- (1)現場状況により河川協議時と異なる仮設工となる場合は、再度、河川協議を実施する。(許可工作物以外での工事は不可)
- (2)河川断面全体に仮排水路を設置することは不可とする。(下図参照)

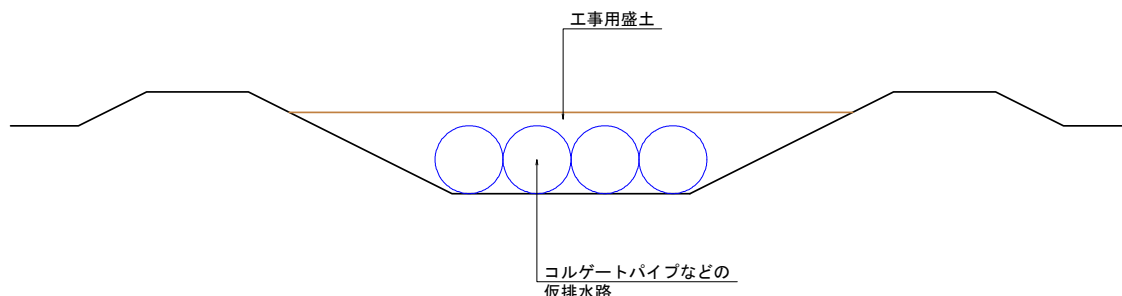


図 5-1 河川の横断方向に仮排水を設置したケース

(3)非出水期の工事期間

青森県では非出水期間を、11月1日～3月31日としているが、近年の気候状況から、3月上旬から融雪による水位上昇が見られている。3月は仮設の撤去及び後片付けとすることを基本とし、道内の作業を行わないよう努める。

(4)施工時流量・水位の算出方法

施工時流量・水位を算出する際は、申請箇所と同じ河川にある観測所のデータを使用することを基本とする。(申請箇所から遠い、近いは関係ない)

既往の水文資料が乏しい河川(申請箇所と同じ河川に観測所が無い場合)においては、近傍の観測所データ、近隣の降雨資料、比流量等を用いて施工時水位及び流量を算出する。

(5)堤防開削を伴わない場合の仮締切工法

低水護岸工事など堤防開削を伴わない場合の仮締切は以下によるものとする。なお、これによりがたい場合、「土木工事 仮設計画ガイドブック(I)」(社)全日本建設技術協会)や「仮設工の手引き」(社)団法人 東北建設協会)を参考に、現場条件等(安全性・経済性・施工性・土質条件)を比較検討し、適切な工法を選定するものとする。

表 5-2 堤防開削を伴わない場合の仮締切工法

工法	特徴
土のう	水深が2～3mと浅い箇所に適する。 流速の早い箇所は不適。止水性に劣る。
一重鋼矢板	水深が5m以下で、地盤が良好な小中規模の締切に用る。 水密性が容易に得られ、繰り返し施工が可能。

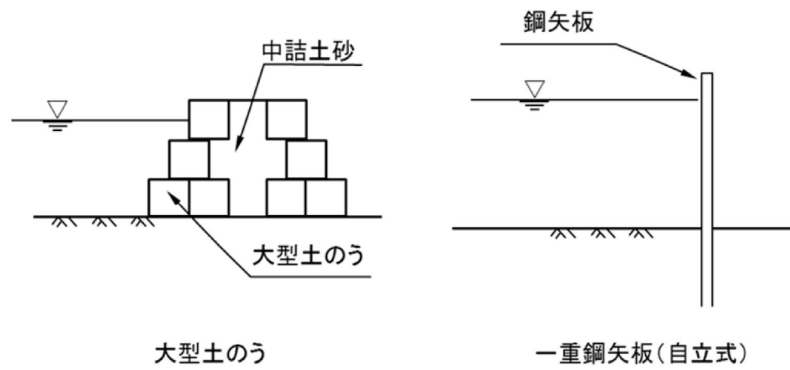


図 5-2 堤防開削を伴わない場合の仮締切工法

(6) 仮設物の存置

施工期間が複数年度にまたがる場合などで、施工期間外に仮設物を河道内に非出水期、出水期間問わず存置することは原則認めない。